

平成26年1月20日

第10回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第10回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成26年1月20日（月曜日）午前10時開会

---

出席委員（17名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	高橋卓也君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君
市民総務部 税務課長	小林正人君	産業環境部 環境課長	菊池有司君

建設部 都市計画課長	佐藤寛之君	建設部 土木課長	川名信昭君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	水道部長	福田文弘君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

---

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係 専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

---

会議に付した事件

1. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 昨年の12月11日開催の第9回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会でご要求のございました資料のうち、提出可能なものにつきましては去る1月16日にご配付させていただいているところでございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○志賀委員長 それでは、市当局より今回提出されました資料について説明をお願いいたします。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それでは、私から本日の調査特別委員会に当たりご配布申し上げましたお手元でございます資料（その8）につきまして、ご説明をさせていただきます。

表紙でございますとおり、資料の項目は大きく5つになってございます。順次ご説明申し上げます。

1の浦戸一次仮置き場・作業従事者につきましては、塩竈市災害復旧連絡協議会の旧事務局から提出を受けたものでございます。島民以外の軽作業員、普通作業員、一般運転手の企業別人数という資料要求でございましたけれども、これにあわせまして島民の分も含めた内訳ということで記載させていただいておるものでございます。

続いて、2の浦戸島民支給物品領収書、資料の3ページでございますけれども、こちらも災害復旧連絡協議会の旧事務局から提出を受けたものでございます。

次に、3の越の浦一次仮置き場搬入月報、こちらは4ページから26ページになりますけれども、協定書に基づきまして市が災害復旧連絡協議会へ仮置き場の管理を委託している中で、協議会からその都度提出を受けていたものでございます。

次の4番、東日本大震災による市内建物の被害状況及び危険建物解体件数・応急修理事業対象数（地震・津波別）については、27ページの資料になりますけれども、罹災証明の発行に

基づく市内の建物の被害状況と、そのうち危険建物解体により解体を実施した件数、または住宅応急修理事業で対応した戸数を記載しております。

そして、5番目の浦戸地区被災建物等解体位置図並びに同意書及び登記簿謄本等一式（未提出分）でございます。こちらは、28ページから最後の116ページまでになります。これは、さきの本委員会にて提出してありました委員会資料（その3）において、浦戸野々島の6件の建物解体については、他の解体物件を一括して事務処理させていただいており、前回は各物件ごとの危険建物解体等依頼書兼同意書及び解体のための建物の平面図を添付してありましたけれども、今回はそれぞれの箇所が明確になるよう、その位置図と申請関係書類等、その他の一式を提出させていただいたものでございます。

以上の5項目でございますけれども、そのうち4番目と5番目については少し補足の説明をさせていただきたいと思っております。

4番目の東日本大震災による市内建物の被害状況及び危険建物解体件数・応急修理事業対象数（地震・津波別）について、ご説明申し上げます。27ページをお開きいただきたいと思っております。

3つの表がございますけれども、1の表につきましては、罹災証明に基づく市内建物の被害状況でございます。津波による住家・非住家の被害状況と地震による住家・非住家の被害状況を全壊から一部破損まで取りまとめた表でございます。

こちらの表の単位ですけれども、「棟」と、「木」へんに「東」と書いた「棟」となっておりますけれども、罹災証明の判定に当たりまして、一棟全体で判定し、その結果をもって各住戸の被害として認定するという、内閣府作成の被害認定マニュアルに基づいて判定を行っておりますので、単位は「棟」となっております。具体的に申し上げますと、一戸建ての場合ですと1棟が1戸となりますし、マンションなどの集合住宅の場合ですと、1つの建物に40世帯があったような場合は、1棟ではありますけれども、戸数に置きかえると40世帯あるので、40戸というふうになるというものでございます。

次の2番目中ほどの表でございます。この委員会においてこれまでも報告しております、危険建物解体件数の表でございます。こちらは単位が「件」となっております。これは、所有者の申請に基づき実施した件数ということでございます。この表も、罹災証明に基づきまして、津波による住家・非住家の被害状況と地震によります住家・非住家の被害ごとに、解体申請実施件数を振り分けた表となっております。

一番下の3の表でございます。住宅応急修理事業対象数でございます。住宅の応急修理の概要でございますが、東日本大震災で全壊、大規模半壊、半壊の認定を受けた住宅について、災害救助法に基づき1世帯52万円を限度に補助を行い被災者の住居を確保するもので、これにより被災者の多くが震災後も自宅で生活することが可能になったものでございます。

こちらの単位は「戸」となっておりまして、1の表でも説明しました戸数、いわゆるこちらは玄関で区切られた数ということが「戸」という単位の考え方となります。

なお、流出家屋の一覧という資料の請求がございましたけれども、罹災証明上、流出の判定は基準が明確になっておらず、かなり申請者の主観に応じて流出だったり、全壊だったりというように記載されているという状況もございましたので、こちらは把握できていないということですので、流出という区分での資料は作成させていただいていないというようなことでございますので、ご了承いただければと思います。

次に、5の浦戸地区被災建物等解体位置図並びに同意書及び登記簿謄本等一式（未提出分）についてご説明いたします。28ページから116ページになります。

こちらの件につきましては、さきの委員会質疑の中で説明させていただきましたが、1件の解体申請書類の中で、他の浦戸地区の解体申請物件をあわせて事務処理をさせていただいたものでございます。さきに提出しておりました浦戸野々島の6件の建物解体について、それぞれ1件ごとに解体箇所を落とし込んだものとその関係書類を提出させていただいております。

まず、29ページをごらんいただきたいんですけども、29ページには、浦戸地区解体（浦－000019）位置図ということで、各島ごとに解体した建物の場所に印をつけたものでございます。野々島に「浦－000019」ということで、黒丸印がございます。これが主たる建物ということで、私どもで、こちらで書類を作成させていただいておりましたが、それ以外の黒三角で記した建物の解体の目印、こちらがそれに付随するような形で処理させていただいたものでございまして、こちらの内容については、30ページから48ページにわたって、その4件に係る解体依頼書兼同意書、あるいは罹災証明書、登記簿の写し、あるいは身分証明書の写し等をつづらせていただいております。

以下同じように、49ページから58ページに「浦－000033」の解体に係るその他の解体物件の内容、59ページから71ページには「浦－000172」の書類、同じく72ページから95ページには「本－000010」号、96ページから105ページが「本－000129」号の

内容、そして最後に106ページから116ページには「本－000215」号の関連する書類を添付させていただいておるようなものでございます。

以上、資料の説明とさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言の一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、30分の持ち時間で質疑をさせていただきます。

新たに出ました資料、今説明がございました、（その8）というところで。最初にお聞きしたいのは、島民給与の関係で何点か確認をさせてもらいますが、協議会そのもの、これは元請になるわけですね、今回の危険建物解体並びに一次仮置き場。これは、収益を上げる、そういう性格の諸団体なのかどうか、まずそこから確認をさせてもらいます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 これまでも説明がございましたけれども、災害復旧連絡協議会につきましては、建設協議会、あと災害防止連絡会、こちらのそれぞれの会員の合同の団体ということでございますので、協議会自体が一つのそういう営利を目的とする組織ということではないということ Understandingしております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、収益を上げる団体ではない、2つの団体、建設業のほうですか、それから災害、2つのそれで協議会をつくったということです。

それで、私も改めてその島民給与についていろいろ調べさせていただいたんですが、今回出た資料と、それから資料的には前に出ました災害復旧連絡協議会の（その4）というところで、この協議会の総会なるものが開かれております。そこで、収益を上げないということですから、あくまでも任意というか、そういう性格の団体だと思いますが、一点だけ確認させていただきます。ページ数でいうと、その資料4の352ページのところ、危険建物解体除去事務費用1%となっておりますが、これはどういう性格のものなのかだけ最初に確認をさせていただきます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 これにつきましては、協議会の参考人の方々からもちょっとご発言があったかと思えますけれども、それぞれ2つの団体が塩竈市の災害廃棄物を一手に引き受けるに当たりまして、やはりちょっと事務的な経費がないとなかなか事務連絡等も含めて難しいということで、危険建物解体にそれぞれの各業者が携わった分の1%分を拠出というか、提出いただいて、それを協議会の運営経費に充てようというような経過があって、このような形で事務費を徴収して運営に当たったと伺っております。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 事務費ですね。それで、その同じ資料のナンバー4の後ろのほうの決算のところ、402ページのところに、一次仮置き場管理費用ということで浦戸の全体の契約、随意契約に基づく23年度、24年度合わせて9億3,794万4,400円というものが付されております。隣のページの403ページ、404ページが、島民給与という項目になっていまして、合わせて8,318万7,877円ということで、一応決算されたというふうなこういう形態になっております。

そこで、私も今回出た資料で改めて確認をしたんですが、島民給与の関係でいいますと、途中で単価契約が変わっていますよね。ちょっとそれだけ確認させていただきます。たしか当初は、普通作業員が1万1,100円、軽作業員が8,700円、一般の運転が1万4,200円、その後、国の基準が変わりまして、普通作業員が1万1,800円、軽作業員が9,300円、それから運転が1万5,100円ということですが、変わって実際に協定上の関係で適用されたのはいつごろか、そこだけちょっと念のために確認させていただきます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今、委員がお話のとおり、23年度の単価の契約と24年度の単価の契約では、人件費のその作業員等の金額が変わっております。以上です。

○志賀委員長 変わった日にちは、年度で変わったんですか。そのところを回答ください。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 1回、協定書を23年度に結んで、24年度再度結び直しておりますけれども、記録では24年3月28日の日付になっていると思いますが、それで24年度結び直しておりますが、そこで単価が変わっていると理解しております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、その平成24年の4月以降からの適用ということですね。はい、わかりました。

そこで、ちょっと私もその辺を前段確認しておきたかったので、といたしますのは、（その8）の資料なり、あるいはその前の資料で出されておりますが、（その7）ですね。そうすると（その7）と（その8）を比較しますと、例えば7の1ページのところでは分別作業で1万2,000円という単価になっていますね。平成23年7月から平成24年9月まで、これは分別作業。そして、一般運転手が同じように平成23年7月から平成24年9月まで1万6,000円と、こういう独自の単価を設けていたようです。

そうしますと、もう一回念のために確認ですが、この最初に示した資料の（その4）というところ、ページ数でいいますと403ページ、そこに浦戸諸島の一次仮置き場で7月から平成24年9月までの入金額というものが示されております。そうすると、これは9億3,794万4,000円になると思うんですね。一応、念のためにこの合計金額をたたいてみると、そういう金額になります。これは、先ほど言ったその国の単価基準に基づいた金額なのかどうか。その辺、確認させていただきます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 単価につきましては、国といたしますか、現実的には県の建設単価、労務単価を参考に24年度その切りかえを行ったわけですけれども、前にもちょっとお話ししたかと思いますが、単価につきましては、そういった一般的な労働単価ということはこの積算の中に入れてこの金額を決めておりますけれども、それぞれ協議会が各作業員を雇用したり、雇ったりして、実際従事して支払いをする金額とイコールになるというわけではございません。それぞれ雇用を確保するために、それぞれ支払う給料の単価を協議会がそれぞれ雇用する段階において決めているというようなこともありますので、国の単価をそのままというようなことではないと思っております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、先ほど言ったそのそれぞれの諸団体に応じて単価は変わるんだと、こういうふうな形なんでしょうか。少なくとも国の基準として示された、例えば普通の作業1万1,100円、あるいはその変更になった1万1,800円、こういうもので全部算出しているのではないですか。それが裏づけになって、一次仮置き場の、いってみればそういった作業になるのではないですか、違いますか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 労務単価として、そういう積算はこの単価で行いますけれども、こ

の単価のまま、直接協議会がそれぞれ島民であるとか、そういう各企業の会社員にこの額で払わなければならないということではございません。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。幅があるということですね。いずれにしても、協議会の報告会ですか、決算書なるもので、先ほど言った9億数千万円ですか、9億3,794万4,000円が一応入った金額として明記されております。

そこで、ちょっと確認のために、新たに出た資料との関係で、そしてその前に出た資料ナンバー4のところをちょっと確認させていただきたいんですが、単価が変わるというのは、それはそれでそれぞれの事情ですが、例えば、簡単に言うと、普通作業員というんですか、1万1,800円の国の基準単価を1万2,000円にしたというふうにお話になっています。そして、軽作業員が9,300円、これは一応国の目安ですね。そうすると、ざっと、例えば普通作業員で200円の負担をどなたかがしているという格好なんです。質問の趣旨はわかるでしょうか。1万2,000円の差額分で200円が生じた、新しい年度で計算してもそうになってしまうんですね。それから、今回の資料を見ると、軽作業員も1万2,000円の基準単価で全部計算してしまっていますので、そうすると1万2,000円ですから、国の基準単価9,300円ですと、2,700円ほどどこかが負担しているんですよ、どこかが負担しているというか。それから、もう一つは運転の関係、一般運転といいまして、一般の普通私たちが持っている免許証、通常の自動車、トラックなんかを運転できる、この単価も国の基準では1万5,100円で、今回の資料ナンバーのところではいいまして7のところ、よく見ると基準単価が1万6,000円ですから、900円ほど実はこれもどこかで負担しているんですね。

そうしますと、さっきなぜ協議会が利益なしの団体なんだと聞いたのは、ではその200円、その軽作業の2,700円、一般運転の1人頭900円の支払いというのは、どこが負担したのか、どんなふうに編み出したのか。災害復旧連絡協議会というのは、先ほど菊池課長さんからもお話があったように、危険建物解体の1%分の事務経費だけです。事務経費1%で、事務的な仕事をいろいろ回すためにやっているというお話ですが、そうすると、どこでこの利益が生じたのか、あるいはどこでお金を生み出したのか。島民給与、何ぼ考えてみても、そういう問題にぶち当たってしまうんです。

7と8の関係で、7のほうで相当差額があるのではないかという指摘をしてきましたが、今回は後づけになるのか、実際にやったのかわかりませんが、それぞれの諸団体、建設

の方々がその仕事をしたと。そうすると、それを除いた島民給与の関係で、ざっと見ても少なくともそんなふうな金額、さっき言いましたけれども、8,318万円の金額で支払ったよというふうに挙がっているけれども、どう考えてみても、ではその200円、2,700円、900円というのはどこで負担したんでしょうかと。この辺、ちょっとわかれば教えていただきたい。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 委員がお尋ねの、例えば人件費、その単価で、普通作業員が24年度で1万1,800円、でも浦戸の島民には1万2,000円払っている、ここで200円、どこがどういふふうに負担しているのかというようなお尋ねであろうかと思えます。

まず、先ほどもお話ししましたとおり、この単価そのものなんですけれども、これは作業員単価だけではなくて、全ての仮置き場、例えば重機とか、運搬とか、全てそういうものが建設単価、労務単価等で積算しております、そういった中で必ず単価どおり業者に支払うとかそういったことではなく、その経費の中でそれぞれ努力によって中でやりくりしているようなものもございます。また、共通仮設費でありますとか、諸経費というものも単価の中に一定程度組み込まれておりますので、そういったところでも支払えるというか、そういった部分もあるということでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 災害復旧連絡協議会は営利団体ではないというふうにさっき言いましたよね。そういうふうにお答えになりましたよね。そうすると、例えばその元請の災害復旧連絡協議会がそれぞれ資料8のところでも割り振ったような、例えば東華建設さんとか、東北重機さんとか、千葉鳶さんとか、晃信建設さんとか、それぞれ割り振ってこういうふうに仕事をしましたということでの関係は、それはそれで協議会自身の関係ですが、ではそういう請け負った業者の方々が島民給与の差額分を負担していたんですか、これ。協議会自身は営利ではないですよね。協議会は1円もお金を生み出すところではありませんよね。1%の事務手数料だけですよね。その辺がどうも腑に落ちないんです。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 積算単価と実際に協議会が島民の方にお支払いした単価の差というのは、先ほど担当課長からご説明したとおりでございます。

それで、もう一度資料（その4）の旧協議会の決算の内訳ということで、403ページ、404ページをごらんいただきたいと思うんですけれども、浦戸諸島の関係のこちらは瓦れき処理で

すとか、一次仮置き場の市から協議会に経費としてお支払いした金額と、あと協議会さんがそれぞれの島民ですとか、関連する企業さんにお支払いした、こちらは一覧表でございます。

403ページ側の左半分、23年度4月分からということで、例えば7月分の欄には2,646万円という数字が書いてございます。それからずっと縦に下のほうに目を転じていただきますと、9月分というところまでが4,815万3,000円という数字で、こちらまでの合計が先ほど多分伊勢委員さんがおっしゃられていた9億3,700万円という数字でございますが、その9月分の下6,263万円というところから、さらにずっと下のほうまで行くと、一番下が997万8,150円という数字がございまして、こちらの分の合計が4億3,500万円ぐらいになりますので、これを合計しますと404ページ側の表の一番下、左側に13億7,287万3,950円という数字がございまして、これが、市から協議会さんにお支払いしたそれぞれの日付ごとの金額の合計ということになります。13億7,200万円です。

同じく、403ページ、404ページの右半分が協議会からそれぞれ関連する島民ですとか、関連する企業さんにお支払いした数字がいろいろ記載されておまして、その右半分の合計がやはり403ページの右側の下にあります13億7,287万3,950円ということございまして、こちらが市から入った分を全て協議会さんが各企業さんなり、島民さんにお支払いした金額とイコールだよということですので、そういった意味で協議会さんは非収益の団体だということで私どもは理解しておるところです。

○志賀委員長 答弁者の方ね、今の質問は、協議会からの下請の東華さん、東北重機さんが仕事をした。当然、重機類とか人件費とかは、上乘せ分は業者が多分人件費は払っているんだと思いますけれども、連絡協議会で雇用した人に対しての上乗せ分は誰がどのように負担したんですかという質問なんです。今の部長の回答は回答になっていませんので、もう一度回答してください。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今のご質問に対するご説明となりますと、先ほど環境課長が申したとおり、今回塩竈市が連絡協議会と協定書を結んだ際に、さまざまな単価を設定させていただいております。一つには、先ほどから出ております労務単価であります人件費の単価ですけれども、それ以外に資材購入ですとか、あるいは重機を使用するときの単価ですとか、そういったものがもろもろございますので、そういった単価においては、私どもが積算した単価と、実際にそれを調達するために必要になった単価というのが、そこで逆ざやというか、そこで利益を得ているということもあるかと思っております。人件費については、積算単価よりも余計にお支

払いしたということでございますけれども、それ以外について一定程度我々が積算した単価よりも、あるいは安価に調達できているということがあれば、そういったことは可能なのかなと思っております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと回答になっていない、私的にいうと回答になっていないと思うんです。

もっと具体的に論を詰めていきたいと思えますね。7、8の項目で1万2,000円ずっと支払いました。運転手の分も、あるいは普通作業員、軽作業員も1万2,000円一律でと、こういう話ですよ。私が聞いているのは、例えばちょっと先ほど念のために24年度新年度以降の関係で単価が変わったというのは事務的に確認したので、少し計算は違うかもしれませんが、変更前ですと大体普通作業員の単価は900円なんです、国の基準と差し引くと、1万2,000円からね。それから、軽作業員もずっと1万2,000円ですけども、国の単価から差し引くと3,300円払っていることになるんです。それから、一般の運転手もその1万6,000円ですが、これは国の当時の基準単価で差し引くと1,800円になってしまうと。それで、先ほど言った、変更しました、変更以降、平成24年度4月以降なんでしょうね、協定を結んで。そうすると、先ほどの繰り返しになりますが、1万2,000円だと200円、それから軽作業員だと1万2,000円、2,700円の差、運転手の分で1万6,000円払っていますから900円。そうすると、ちょっと計算上の違いはあるかもしれませんが、ざっと粗計算でも1,100万円ほどどこかが負担する格好になっているんです、これ。ですから、一次仮置き場のいろんな重機とか、資材関係とか、それはそれで報告が上がっているんでしょうけれども、この島民給与そのものだけで見るとそうになってしまうんですね。国の基準単価に置きかえ、人数を全部掛けていきますと。

では、1,100万円ほどのお金というのは一体どこから出たんでしょうかというのが私の質問でありまして、さっきの協議会の決算云々という話ではないです。どなたが支払った、そこだけ聞きたいんです。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 伊勢委員のご質問にお答えさせていただきますが、今回の資料については、あくまでも人数等の確認をさせていただきたいということで、このような資料を調製いたしました。支払額等については、今いろいろご説明させていただいておりますし、今回のこの特別委員会の中でも、例えば浦戸については具体的にどのような形で工事を進められたのかとい

うときに、市として、この工事を担当されたものが東華建設であり、東北重機でありますということについてはご説明してまいりました。

今ご質問の労務単価等については、あくまでも塩竈市としては、県が定めております共通単価に従いまして、一括して受注いただいております協議会にお支払いをしましたということでもあります。その差額を具体的にどのような形にということについては、行政側としてはお答えできる材料が、大変申しわけないんですけれどもありません。これは、企業努力の中でさまざま取り組んでいただいておりますし、そのために参考人という形でいろいろお話をいただいたのかと思っております。我々としては、あくまでも共通単価として決まっている価格について、適正にお支払いさせていただいたということを繰り返しご説明させていただいているところでありますので、中身等についてはなかなか私どものほうでお答えする立場にはないものと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、この問題についていえば、少なくとも浦戸の瓦れき処理、一次仮置き場の関係でこの間参考人をお呼びした中で、和田野社長さんがこういうふうに答えているんですね。「島民給与に関しては、毎月数字として挙げていただきまして、仮置き場、主に東北重機工事並びに東華建設さんの両社から毎月の作業員の人数を挙げていただきまして、それに基づいて支払いをしている」と。これは実際に事務的に携わったのが和田野社長さんでしょうから、そうすると実際には協議会が支払ったのか、あるいは先ほど2つの会社のお名前を出しましたけれども、東北重機、東華建設、どちらが支払ったのか。協議会としては、そういう支払う義務は本来なかったのではないのでしょうか。だけれども、どこかでお金が出てきている。

この点について矛盾点を解明しないと、後にも先にもいきませんし、行政側としては中身はわからないと言っていますけれども、ならばもう一つお聞きしたいのは、先ほどそういった浦戸の一次仮置き場の作業について、それぞれの企業さん、あるいは災害復旧連絡協議会、島民給与を払ったところ、ここから作業日報は出ているんですか、市に提出されているんですか。どういう形態でこの支払いを国に挙げていったのか、県に挙げていったのか、その辺の事務手続だけ教えてください。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段の部分についてご説明申し上げますが、災害復旧連絡協議会と協定をいたして

おりますので、先ほど担当部長からもご説明させていただきましたとおり、塩竈市からの支払いについては、そちらにお支払いをさせていただいているということをご報告申し上げさせていただいたところであります。

後段の部分の日報等については、担当からご説明いたさせます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 一次仮置き場の管理ということでは、毎日の作業の管理日報をもとに月の月報の作成ということで、これまでも提出しております精算表、月計報告表に基づき確認をして、お支払いをしているという状況でございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、その日報というのは、環境課の手元にあるのでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 はい、日報ございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、市長の答えと菊池課長の答えは矛盾してしまうんですよ。中身的にわかりません、市長はそうお答えになりました。だけれども、菊池課長の今の答弁ですと、日報はあります。つまり、毎日、平成23年7月以降ですか、作業している、平成24年7月ごろまでやったのかな、それは裏づけとして当然上がってきて、事務的につまり両社のこの書類は存在しているということですね。そこだけちょっと確認させてもらいます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 矛盾しているというのはどういう意味なのかわからないんですが、今特別委員会の中でも、この浦戸の瓦れき処理について、災害復旧連絡協議会が一括して受注いたしておりますということについてはご説明させていただいてまいりました。ただし、中心となってやられた企業については、これこれこういうことですよということについても明らかにさせていただいてまいったかと思えます。当然のことではありますが、それぞれ中心になった企業からそれぞれの日報等については提出されているということで、今担当課長からご報告をさせていただいておりますので、矛盾という意味がどういう意味かよく理解できないところありますので、もしこういったところがということがございましたら、お話をいただければご答弁をさせていただきます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 市長が先ほどおっしゃったように、中身的には、まず一つは国・県の単価、県なん  
でしょうね、基づいてやっている。ただ、行政的にはその中身的に支払いを市はやっている。  
だけれども、行政的にその中身は答えられないと言っていました、先ほどの菊池課長のお  
話で、一次仮置き場の、例えば月報の集約表は実績表で出ていますよね。だけれども、日報  
があるんだと、その裏づけになる。そこは答えになって、環境課にあると今答えたんです  
ね。私の耳が違ってなければいいんですが、そういうふうに答えているので、そうすると、  
市長と課長との違いは何なんだろうということなんです。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 伊勢委員のご質問は、塩竈市が1人当たりの設計単価として計上した金額以上に企  
業が支払っているのではないかと。その差額を誰がどういう形で負担したのかということ  
をご質問いただいて、今まで人数等についてのご質問ではないわけでありませぬ。その塩竈  
市の1人当たりの設計単価と、施工者が払った金額の違い分について、その差額を誰が負担  
したのでしょうかということを一貫してご質問いただいておりますので、その部分については、  
企業の中でどういった形でその資金を生み出し、この工事全体としてどのような形になっ  
たかということについては、私どものほうではお金のやりくりの部分についてはお答えできま  
せんというお話を申し上げましたので、人数等についてはここにきょうこのとおり、1ペー  
ジ、2ページに人数を記載させていただいておりますので、私の答弁と担当課長の答弁は違  
っておらないと理解いたしているところでございます。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 おはようございます。

私からも資料要求しておりましたので、(その8)を中心にしていきたいと思っております。

まず、29ページですね。それで確認したいんですが、野々島、あと寒風沢、桂島のそれぞれ  
の工事の中心になった業者名、ちょっとお知らせください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 菊地委員にお答えいたします。

改めて旧協議会事務局にも確認をいたしましたけれども、この中で解体を行っている業者で  
すけれども、これはこれまでも説明しておりますとおり、島ごとに担当が分かれているとい  
うことのでございましたので、野々島については東華建設さん、あと寒風沢については東北重  
機工事さんということになります。野々島、桂島が東華建設さん、寒風沢、朴島中心が東北

重機さんということでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

それで、この19のでいうと、前回の委員会、その前のときもちょっと中心となるこの表を出された物件について、登記簿の平米数より2倍も3倍もあっておかしいのではないかという質問をさせていただきました。そうしたところ、近くで資料等が整わなかったものを合算して上げましたという報告をいただいて、えっと、そうしたらちゃんとご丁寧に登記簿とかそういうものが出てきたと。だから、最初に答弁してもらったのは、近隣の例えばAという中心のところの近隣が整わなかったのをやったというんだけど、資料要求しましたらちゃんと登記簿まで出てきたと。だから、なぜ最初にこうしなかったのかなというのが不思議なんですよ。

それで、あともう一点、例えば業務指示書を出す前、業務指示書を出しましたよね、例えば「浦-000019」の工事に当たって、業務指示書を出す以前のデータというのは誰がつくったんですか。お答えください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 もう一度お話ししますと、浦19号の解体申請の中に、それぞれ書類が不備であったりしたとか、そのほか4件の解体の書類をあわせてグループ化してお支払いをさせていただいたというのは、説明したとおりでございます。

データにつきましては、解体申請がそれぞれ島民の方から上がってきておまして、それを市で受けまして、調査を災害復旧連絡協議会にお願いいたしましたので、そちらで作成したデータをもとにしております。以上です。

○志賀委員長 誰がつくったのかという質問です、指示書を。もう一度お答えください。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 現地調査の業務指示につきましては、環境課で作成して、環境課長名でお出ししているということでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そうすると流れは、調査依頼をして、ある程度のデータの集積をしてきたのが復旧連絡協議会、和田会長のところだと。それを受けて、行政側が、環境課が検収して、指示書を出したという流れでよろしいんですね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 そのとおりでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そうしますと、私がわからないのは、まず先ほど前段でお伺いしました野々島は東華さんだと、そして寒風沢は東北重機さんが主だと。そうすると、この中で請求関係、会社が違うのになぜこういった、島内、同じ野々島だったら、野々島の物件だったらわかるんだよ。それがなぜ、寒風沢とかというのがひょっこり行かなくてはだめなのか。そして、寒風沢の物件が何で単独でできなかったのか、データとしてね。それがおかしいのではないかなと思っています。

それで私的にいうと、震災の翌月の4月29日に野々島、桂島、寒風沢、朴島と全部回ってきたときには、まだ危険家屋が解体されていなかったと思います。そのときには、寒風沢のこの「本-000291」あたりは一軒も家が建っていなかったのではないかなと、これは私の記憶なんです。だから、この辺が急にぼこっと出てきて、協議会がデータを出してきたというのであれば、ちょっと疑問であるなと思うので、その辺を確認したい。

あともう一件、金額的に、東華さんと東北重機さんがそれぞれに中心になっているのが、なぜその金額のすり合わせというのをあの混乱期の中でどういうふうにしてやったのか、私は理解できません。そして、多賀城市とか東松島市に、こういうことが塩竈ではあるんですがどうですかと言ったら、そんなのはあり得ないと思いますよというほかの市町村の答えもありますので、なぜこういうやり方をしたのか。復旧連絡協議会、和田会長さんのところで全部やったんだというんだったらそれで構わないんだけど、なぜ行政としても、同じ島内ではなく野々島と寒風沢の件を合算してしなければだめだったのか、その理由を理解できるように説明願えれば幸いに存じます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず、支払につきましては、それぞれ1件で今回払ったという形ですので、ではどういうふうにそれを振り分けたのかというようなお尋ねだと、第一弾そういうお尋ねだと思います。

これまでも浦戸の解体につきましては、災害復旧連絡協議会にお願いして、支払いそのものも災害復旧連絡協議会にまずお支払いをしていますので、例えば島がそれぞれどこであったとしても、まず支払いは復旧連絡協議会の口座にというか、そちらに支払いをしているとい

うこととなります。あとは中で、これはちょっと推測になって申しわけありませんけれども、それぞれの出来高に応じて協議会の中で担当した業者でその辺を精算されたのではないかなと推測されますけれども、それ以上のことはこちらでは申し上げることはちょっとできないのかなと思います。

あと後段の、なぜそれぞれ野々島なら野々島、寒風沢なら寒風沢というふうにまとめられなかったのかというようなお尋ねでもございました。これは、我々も事務处理的にはちょっといろいろありましたけれども、寒風沢で書類がなかなか整わないものがありましたので、寒風沢だけで1つにまとめるということがその当時ちょっと会計支払い上どうかということで、このような形で島も飛んだ形でグループにして支払いをさせていただいたというのが現状でございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 協議会が振り分けたのではないかと、請求書。だって以前に、だからさっき一番最初に聞いたのは、業務指示を出す以前にそのデータをどこが作りましたと言ったよね。そして、協議会だと、それを受けて環境課が業務指示等を出したということなんでしょう。おかしいんじゃないですか。片方はちゃんともうデータ的に来ているものをしなかった。そして、今の書類等が整わなかったと言うけれども、ちゃんと登記簿などそろって来ているのではないかなと思うんですよ。だから、なぜなんですかと。

あともう一点、その辺が何か、今回のこの特別委員会で私が一番気になっているところは、確かに連絡協議会から請求されたものはちゃんと市で払っていますと言うんだけど、2年前の臨時会の冒頭、ちゃんと指導監督、あと今、議長がおられますけれども、議長なんかもちょうと監査とかそういうものを入れて、大切な税金だからちゃんとそういうものをしなさいと言っていたのに、こういうありさまだったら何か残念ながらこれを理解してくださいと言われても、なかなか、はい、そうですかとはいかないと思うんですよ。心配ばかりふえてくるんですよ、なぜこういうふうに違うのかなという。

協議会が野々島と寒風沢でやった工事については、協議会で精算していると。だって、頼んでいるのが2社の業者ではないですかというの。そういうものに分担して仕事をさせておきながら、協議会にお金を払って、協議会でそれを精算させてお金をやっていたというのは、誰が聞いたって、ほかの自治体に聞いたって、そんなのはあり得ないという答えなんだけれども、塩竈市ではそれがまかり通るのであれば、それで納得しなさいというのであれば、ち

よっと違うのではないかなと私自身は思うんですが、いかがなんでしょうか。

○志賀委員長 当局はいかがですか。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 担当課長が申し上げたとおりでございますけれども、そのときどきで、私もその解体の事業というものを、申請いただいた浦戸の方々の書類を整えながらやるということでやっておりましたけれども、なかなか島の方々が本土に参られたり、あるいはその取りまとめを区長さんにやっていただいたりという中で、なかなか書類等の整理が整えられないときがございましたけれども、何しろ23年度中に全て終わらせなければならないというような中で、そういった一連の作業をさせていただいた中で、今、課長が言ったような形の取りまとめになってしまったというような部分がございます。以上でございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 書類が整わなかったというのもわかるんですけども、後半だと10月あたりに解体のお願いが出ているのね。早いものでは5月19日に出ているんですよ。そうすると、5月と10月、5月あたりに出たのではやっぱり大変だなと思うんだけど、10月ぐらいに出たものとなれば、ちゃんと野々島は野々島、寒風沢は寒風沢というふうな整理がつけられたのではないかなと思うんですが、それでもやっぱり混乱していた、書類がそろわなかった、そして今、部長さん、区長さんがまとめてというけれども、区長さんはその島の区長さんだと思うんですよ。それが何で寒風沢の区長さんが野々島のを合算してやってくださいなんて、そういうのがあるのか。私は理解してくださいと言われても理解できませんよ。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今、済みません。私のちょっと説明が悪かったんですが、それぞれの島ごとに当然区長さんにはいろいろ書類を集めていただきまして、それを最終的に書類上まとめて提出させていただいたものを私ども行政のほうで束ねたという形でございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 島の区長さんがまとめたというんだったら、なぜこういうふうになっちゃったのか、それが理解できないと言っているんですよ、おかしいなと。

そして、基本的に調べていくと、主となる例えば「本-000215」、「浦-000019」、「本-000010」、「本-000129」、「環-000172」に関していえば、その中心となる場所よりも平米数が多い。例えば19でいえば、寒風沢のほうが平米数が多くなったりしているというのはどういうことなのか。そういう多いところは多いとこ

るで、なぜ単独でできなかったのか。その辺の疑問点がいっぱい出てきていますので、例えば「環－０００１７２」でいえば、桂島と寒風沢、これも企業体が全然違う。そんな中で支払いはなっているし、あと桂島のほうが平米数が断然多いんですよ。多いところが、なぜ単独でこういった処理、指示書などを出さなくて、ほかも全部こういうふうに合体してやっていたんですか、ほかの島も。桂島は何件あったかわかりませんが、桂島、寒風沢も全部合体して、隣近所のもあわせてやっていたというんですか。その辺、ちょっと確認したいと思います、ここだけなのかどうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 菊地委員にお答えいたします。

まず最初に、面積の大きいものが下になって、そういうのも不自然ではないかというお尋ねでございましたが、先ほどからもお話ししておりますけれども、書類の一番と申しますか、支払いに向けて整った書類につけて、その下にそういった不完全というところもおかしいですけども、そういった解体の書類も入れましたので、平米の大小については、こういったところではちょっと対応していないというようなところがまず実態でございます。

あと、そのほかにもこういった件数があったのかということですが、具体的にはちょっと数字はあれですけども、ほかにも何件かあったように記憶しております。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 危険物解体で、我々議員としても、あとこの特別委員会にしても、正しく業務がなされて、正しく税金が使われていればいいと、そういう思いで質問しているんですよ。けれども、何か質疑をしていると、腑に落ちないというか、理解しなさいと言われてもなかなかできないというのは、私だけなのか。皆さんはちゃんとやっていたよというふうに思っているかわからないんですけども、私はちょっと腑に落ちないし、なぜなのかという疑問だけが残ります。

それで、この件でいうと、ほかにもあるかもわからないとなると、やっぱり指示書なり、データをもたらしたのは協議会だったけれども、工事したのはその東華さんと、東北重機さんが中心となられていたということは、今までの質疑でなっているんですが、なかなかちゃんと指導監督のデータの出し方にしたってどうだったのかな。それをうのみにしていたのか、行政の言葉でいえば、検収をちゃんとされたのかなというのが疑問に思うわけですよ。

ですから、この資料要求した中で、いろんなものを私は1つずつ地図を見て、この自分の住

宅地図でどこなのかなといっても、これでなかなかその家の物件とあとの登記簿というか、罹災証明に出されてきた番地も全部こう削られているので、野々島としか書いていないので、どこがどこかわからないんですよ。それで隣にとか、裏ページに登記簿の部分があるだけで、だから何を合わせて見ていけばいいのかというのがなかなかわからないし、そして例えば津波で全壊といえ、私は流されたのかなと思っているので、そういう流されたものをまた解体するというのも、ちょっとおかしいのではないかなと。冒頭に言ったとおり、4月29日に私は四島五部落を回ってまいりました。そのときに、たしかこういった家は柱もなかったように思うところがあるので、そういったものを市として大切な国の税金を使うに当たりちゃんと検収なされたんですかというのを確認したいわけなので、その辺、もう一度お答え願えれば幸いに存じます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 我々もその当時ですと、解体についてはまだ進んではおりませんでしたけれども、6月、7月、そのころになりますともう一次仮置き場もスタートしようというころと、あと仮道路とか、瓦れきの処理・清掃とか、そういった業務がございましたので、浦戸については、頻繁に職員が現場に赴いてそれぞれ確認をしているような状況になってございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 委員長、1点だけ言っておきます。津波で全壊となった場合は、大体こちらの塩竈市内だったら、水が1メートル8だの上がったところは全壊扱いになっているかわからないんですが、島に関しては、流されていた家も結構あったやに思いますので、その辺のつけ合わせというのがどうだったのかなと。

先ほども言いましたが、この罹災証明というのが4月7日に出ていました。私は、先ほども言いましたとおり、ボランティアの方と一緒に四島五部落を回ったのが4月29日、そのときにはまだ手もほとんどつけられず、家らしき家というのは見当たらないのも目の当たりしてきたのも事実です。そんな意味で、島民の方は本当に大変だったというのもわかるんですが、ただその処理の後がちょっとこうどうなのかなというのを心配いたしますので、答弁がなかなかしづらいと思うんですけれども、答えが出てこないのも、私はこれで終わります。

○志賀委員長 ほかにございせんか。鎌田委員。

○鎌田委員 では、私から質問させていただきます。

この特別委員会、回を重ねてきました。そして、前回とといいますか、前のやつを振り返ってみると、あれ、ここがちょっとおかしかったんじゃないかとか、ここがちょっと疑問点だとか、次の会と比較するとちょっと違うんじゃないかというところも二、三あるわけですが、そういったところを確認していきたいと思います。

まず、副市長さんにお聞きしたいところなんですけど、5月27日、ですから事実上1回目の委員会だったかなと思うんですけど、あの折に資料請求をいたしました。災害復旧連絡協議会に対する資料請求だったんですけど、これについては、当局には資料がないし不明だという回答でした。そして、これは民間のことだから提出はできないよという回答であったと思うんですね、あの際にはね。事実上は、後で請求して出してもらって、私たちはそれを見ているわけですけども、そのときどうして、発注もしていて、協議会に全面的にお願いしてあって、こういった資料ができないという回答をしたのかなという、ちょっとした疑問が残るんですけど、そこをちょっと回答願えればと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 鎌田委員さんから5月27日、私の資料要求に対する答弁ということですが、具体的にちょっとその件名をお知らせいただけませんので、一般的なお答えで申し上げたいと思いますが、少なくともあの時点でお答えしたのは、塩竈市、いわゆる市当局で持っている資料についてはもう委員会の要求でございますので、本当に全てあるものについては提出させていただきたいと。ただ、協議会で書かれている資料については協議会の部分ですので、なかなか我々として推測で物事を答えるわけにはいかないの、まずはそちらで出せる出せないかを確認した上で提出させていただきたいということで、それは委員会を重ねながら、向こうで提出可能だというようなものをいただいたものについては、我々としては委員会の要請にしっかりと答えてきたつもりでございます。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。

それから、有価物のグレード別の集計表を出していただいたんですけど、それは結果的にこれも出していただいたわけですけども、その際にそういったものはないという回答をされたんですよ。でも、あのとき考えてみれば、副市長さんがなぜ知らないんだろうなという、グレード別にランク分けしてあって、これが何々、何々がこう、そういった選別をしているよというようなことを副市長が知らないはずがないのではないかと。なぜ、そういう回答をし

たのかなという疑問が私の頭の隅にあるわけなんです、実際はなぜそれを請求したかという、委員長と副委員長と環境課で資料を見させていただいて、この辺の集計もちょっとやってきたものですから、それで出してほしいという回答で、あるのは確実に私は知っていたのでそういう要求をさせていただいたんですが、そこでなぜないという回答をしたのか。いや、副市長さんが知らないはずがないだろうと思ったんですが、その辺の回答もちょっとお願いします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、鎌田委員さんがおっしゃっている有価物の等級別の種別の表だということだと思いますが、それは青南商事さんで、こちらで委託を受けたそのリサイクル会の方が運んでいって、向こうで、青南商事のほうで種別をしたというようなそういう表だと思います、おっしゃっているのは。

ちょっと私自身も担当課で持っているということについては承知しておりませんでした。ところが、委員さんがその環境課に行ってそのあれを見たので、副市長、なぜ見せなかったという、そういう発言をしたのかというようなお答えをいただきました。その際も、私は鎌田委員さんにはお話し申し上げました。市として、そういったような種別はしてございません。なお、私が担当課に確認しますということで担当課に確認したところ、青南商事で分類した資料については持っているということで回答をいただきましたので、後に鎌田委員さんにはお話ししたと思っております。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、ありがとうございます。あの段階で副市長さんが知らないことはないのかなと、私はそういうふうに分けていたものですから、そういうことであればわかりました。

それから、もう一点、前回の12月の特別委員会だったと思うんですが、あそこの中でいわゆる環境部長と3人ですか、あとは環境課長とリサイクル会の会長さんとお会いして、その際には10月何日って言ったかな、12月と言ったんですね、あのときの回答は。12月に行って、いわゆる8円に決めた。5円から8円に上げたといいますが、そういう話をされたわけですが、実際それは勘違いはないでしょうか、その日にちというか、時期については。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 12月11日に開催されました第9回特別委員会の質問を受けまして、私はお答えしました。12月19日にリサイクル会の会長さんであります豊島さんに社長とお会いしまして、

それで今8円とおっしゃいましたが、私は15円で額を決めてまいりました。そして、後ほど担当部担当課で諸経費等について整理をした上で、結果として8円の額になりました。これは、11日にご答弁申し上げましたとおり、私が実際動いたのはその12月19日であります。しかし、12月5日に自社処分をしている会社に参加して、お金を納めていただきたいと、額については早急に決定したいと。というのは、先ほど委員もおっしゃっているとおり、暫定で5円だということで業界内ではそういうような話をしてはいますけれども、我々市として正式に協議して決定した額ではございませんので、これはちょっと額について、業界の要望の額ではなくてきちっと対外的にも説明でき得るような、そういったような額を決定しなければいけないということで、その12月5日に参った自社処分した会社の社長とお会いしまして、まずは納めていただきたいと、額については早急に決定しますのでということでお話ししてまいりました。

したがって、我々としては、その15円に決定した経過としましては、塩竈市方式ではだめだと。やはり、被災3県、あるいは宮城県で被災を受けて同じような有価物が発生している自治体がありますので、これに遜色ないような形でやっていきたいということで、我々としては、その後15円に決定したのは、宮城県のJ Vでやられているところが数カ所ございましたので、その例に倣いまして単価1キログラム15円で決定させていただいたということで、12月19日にその豊島さんのほうに参りまして、私のほうが通知をしてまいりました。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今、なぜ聞いたのかということ、実は参考人招致の件でリサイクル会の会長さんに10月31日にお会いしているんですよ。その折には、12月ではなくて8月だよというふうに、私はきちんとそのお話を会長さんから聞きました。そして、以前の金額との差額分はその8月の時点で精算をしたということで、通帳も実際は見せていただきました。ですから、これは副市長さんの勘違いで、8月ではありませんか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 間違いございません。24年12月19日でございます。これは、私のスケジュールは全てパソコンに入っております。ですから、過去の記録も残っております。24年12月19日、たしか午後だったと思いますが、担当部長、担当課長とともども参りまして、最終的な打ち合わせをさせていただきました。

ただ、その8月というようなお話をいただきましたけれども、我々は担当部にしっかりと有価物の処分については、価格をきちんと決定しながら処分をなささいよというような指示は出しております。しかし、その指示を出して、私がすぐに豊島さんのほうに行ってお話した経過はございません。ただ、担当課なり、担当部では、価格決定のために動いていたかとは思いますが。それは、副市長の指示で動いているというような話でいっているかもしれません。ただ、何度も申し上げますが、私は最終的にどうか、最初に会ったのが12月19日で、それが最後の決定額ということでございます。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと先ほどの話になりますけれども、お会いして、そして通帳まで見せていただいたと。それで、23年度までの分の差額分については、たしか三百何万円、三百六十何万円を送金していると、返金していると。それから、24年度分についても、4月から7月までの間ですね、8月に処理をしているので、4月から7月分についても差額分を処理していると、返金しているという回答なので、そこはちょっと勘違いなのかなと私は思うんですが、これがどうしたのという話にはなるわけですけれども、この間の話でちょっと疑問に思ったので確認をさせていただきました。後でそれは確認されるとわかるかと思えます。

それから、もう一つ、今度は副市長さんではないんですけれども、ホテルふみやさんの解体の件が8月22日の委員会で話が出ました。これについてはどういうことかということ、3つに分割して処理されていると。それについてどうなんだという質問があったんですね、委員さんからですね。これについて、一応申請者が3件で申請されているというような回答だったんですね。環境課の課長、菊池さんだったと思うんですが、そういうふうな回答をされているんですが、この所有者といいますか、所有者の社長さんに確認をしたところ、これは違ふよと、最初からそんな3つまでに分けたりしていないよと。実際に、登記簿謄本上は2つになっているけれども1つだよという話なんです、この辺の回答はどうですかね。もう一度ちょっと回答いただけないでしょうか。申請者は1本であると、それで登記簿上は2つになっていると、それがなぜ3つにこれは処理されているのかという契約ですね。そこをちょっと再度お伺いしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと定かではないんですが、とにかく最終的には環境課として罹災証明を3件いただいて、あと県にも指導を仰いで、個別にそれぞれ分けて解体というこ

とでよろしいという確認をいただきましたので、そのような解体をさせていただきました。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 登記簿上は2つということなんです。それがなぜ3つになるのかというね。先ほど、そういった申請があったということを今も言われたと思うんですが、いわゆる被災届ですか、それが3本だというようなことですが、なぜ同じ建物で3本も必要なのか。それは誰が見てもちょっと疑問に思うわけですが、そこをちょっと明確にお答え願えないでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まずは、解体の方法につきましては、今、担当課長が申し上げたところでございます。まず、罹災証明そのものが3つに分かれているということで、まずはそれに応じて解体していくんですというのが、ひとつの基本方針だということをご理解いただきたいと思っております。そして、登記簿謄本については見てのとおりそれぞれ3つに分かれておりますので、これはご理解いただきたいと思っておりますし、今、申請が1本だと言いますけれども、申請日は確かに同じでございますが、3つともそれぞれ解体指示書ということでこちらで対応させていただいているところでございます。なお、その方針に基づいての解体ということでございますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 罹災証明書が同じふみやさんのあの建物、何か周りから見れば不思議な話で、3つあるというのはですね。これは後で資料請求をしたいと思っておりますが、発行の証明ですね、罹災の。それを見ないと何とも言えないかなと思うんですね。

あとは、市長決裁、副市長決裁、部長決裁でしたっけ、あの決裁の金額がありました。私は、どう見てもやっぱり決裁を早く進ませたいという要望があったのかどうかはわかりませんが、その絡みでいわゆる3つに分割したというふうに察するのが簡単なのかなと思ったりするわけですが、そういうことはございませんでしたか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、登記簿謄本でございますが、(その4)をごらんになっていただきたいと思っております。資料、今ご要求されたいというようなことでございますが、資料4で提出しておりますのでご理解をいただきたいと思っておりますし、それに基づきまして、まずは……、3つに分かれていますので、後ほど今ページを申し上げます。

それで、恣意的に3つに分けたのではないかと、決裁を早くするというようなご質問

でございますが、我々はまずは条例規則に基づいて仕事を進めております。決裁区分に基づいて行っておりますので、まずはその工事事業費に応じて決裁区分がございますので、たしか1本私が決裁しておりますし、あとは担当部長のほうでということ、恣意的に1本のもを3つに分けてやっているというようなことではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。そうすると、とにかくその基本となるところが、罹災証明が3つということなんですよ。では、それは今ここにあったということはあるということなんですか、罹災証明書が。これが3件になっていると、1件ということですけども、ちょっと今資料、私が探しづらかったので見つけていただいて、資料（その4）、それからこれが166の1ですか、罹災証明書、これ1件ですよ、大規模半壊で、北浜1丁目。これをちょっと3件というのは、どうしてもちょっと納得いかない話です。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 資料の内容の確認をさせていただきます。

平成25年7月12日に提出させていただきました資料（その4）のまずは136ページでございます。こちらが、北浜1丁目の今言ったものの1つ目の罹災証明でございまして、もう一つが同じ資料の258ページ、ずっと後ろのほうになります。こちらのほうがホテルの本体そのものの罹災証明でございます。同じく、ずっとまた下がりまして329ページ、こちらも同じあれですけども飲食店の部分ということで、それぞれ飲食店の部分、ホテルの部分、あと寮の部分ということで、3つ罹災証明書をお出しいただいて、同じく解体の申請書というものも3つに分けて出しているという内容になっております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、確かに罹災証明書3つありました。失礼しました。それはそれですけども、建物としてもう一体物としてあるわけですから、実際壊すのは、それを3件、先ほど違う島も含めて、業者も違うやつも含めてやっていたよというぐらいですから、これは同じ業者に頼んで、同じ建物です、一体物ですから、一体物として処理するのが本来通常の形ではないのかなと思うんですが、そういう考えは成り立ちませんか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今の3件については、確かに近接している同じ敷地にある3つではござい

ますが、建物の登記上はそれぞれ別々の建物番号ということについております関係上、3つに分けたということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

次に、有価物の関連で、この間も12月の特別委員会で話をさせてもらいましたが、あのときいわゆる市内で解体の件数はどのぐらいあるのと、それで津波でやられたのはどのぐらいと、それから地震だけはどのぐらいということで、資料を今回出してもらった（その8）の27ページに掲載されていますね。

これを見ると、簡単に言いますと、いわゆる津波での解体と関連の解体といわゆる地震だけの解体と、ほぼ半分ぐらいなんです。そんな中、いわゆる津波で流されれば、もうぐちゃぐちゃになっちゃった、ある程度破壊されていて、それを鉄やら、銅やら何やら、アルミやら、分けるのは大変だろうけれども、それはわかるよと。いわゆる何ですか、何ごみといたしましたっけ、全部まとめたごみね、というのはわかりました。でも、地震だけの解体はほとんどは大体曲がったり、どこどこがやられていると、だからアルミサッシをとってとか、トタンを剥がしてからとか、あと鉄でできている部分のここは外してからとか、いう話になるのが普通でしょうと。

そうしたら、この間の参考人招致でいわゆるそれを全部分別している、持っていったよということなんです。そして、片や処理している越の浦リサイクル会のほう、そこではそこから出されたやつは、いわゆる青南さんに有価物として出したやつの分別表には一切出てこない。そうすると解体した段階で、もういわゆるリサイクル会に持っていく段階でなくなっているのか、ないしはリサイクル会であったやつがこちらには出されていなかったのかという、どちらかになるわけですけども、どちらもあるのかもしれないし、一部あるのかもしれないけれども、誰が考えても鉄しかないよというのは、どうしても考えにくい。

そんな中、一昨年公明党の嶺岸議員が産業建設常任委員協議会で発言された横流しの件ですね。これは、私は一部は本当のことではないかと。いわゆるあの際には、参考人で呼んでいただいた方が……（「議事進行」の声あり）ちょっと、邪魔しないでください。（「本特別委員会の……」の声あり）

○志賀委員長 発言中なので、控えてください。後からお願いします。

○鎌田委員 ですから、それで、その折には参考人として呼んでくれということでありましたが、

その方に会ったのは初めてだよと、うそは明確になったわけですが、ただ中身のどこまで全部が、私は一部というか、半分以上は本当のことではないかと考えているわけですよ。いわゆる本人はあたかもそれを自分が見にいったように言っているが……（「委員長」の声あり）

○志賀委員長 発言を保障してください。鎌田委員、続けてください。

○鎌田委員 そうですよ。（「議事進行、委員長、取り計らってください」の声あり）

○志賀委員長 事務局のほうで後からということですので、後からにしてください。

○鎌田委員 それを、私が聞いた話をあたかも自分が見たようにあの折には話したという内容になっていると思うんですね。ですから、本人が議事進行かけたりなんか、周りでやるのではなくて、本人に答えてもらえばいいんですよ、これが事実だったのか。いわゆる事実であれば、どの業者がこういうことをしていたのか、どこまでが本当なのか。私はその先ほどの有価物の流れの段階で、どこかで紛失していると。最終的な入り口である青南商事さんの仕切り書には、分別した表には出てこない。これは誰が考えてもおかしい話ではないですか。嶺岸元議長さん、お答え願えるのであればお答え願いたいと思います、どの業者なのか。

○志賀委員長 質問はできませんので。あと議事進行、はい。

○田中委員 この特別委員会の調査事項というのは、東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてであります。ただいま、鎌田委員から発言のありました一昨年の産業建設常任委員協議会における発言について、本委員会で調査している災害廃棄物の委託状況の調査の進展にどのようなかわりがあるのか疑義を感じておりますので、委員長の取り計らいをお願いいたします。（「委員長、ちょっと反論させてください」の声あり）

○志賀委員長 鎌田委員。（「議事進行だから、できない」の声あり）

○鎌田委員 では、質問の中でお答えします。

○志賀委員長 議事進行の発言がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時30分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の会議において、鎌田委員の発言中に田中委員より議事進行の発言がありました。

その内容は、本特別委員会の調査事項というのは、東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてであります。一昨年の産業建設常任委員協議会における発言について、本委員会で調査している災害廃棄物の委託状況の調査の進展について、どのようなかわりがあるのか疑義を感じておりますということでした。

この議事進行につきまして、議会運営委員会を開いて確認を行いました。結果として、今後の質疑については、議題に沿って、災害廃棄物の委託状況にかかわる内容について、議会の品位を重んじ発言を行っていただくことで確認をしましたので、今後ご留意いただき、そのような形での委員会運営を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

質疑を続行いたします。鎌田委員。

○鎌田委員 残り4分分を使って質疑をさせていただきます。

端的にお答え願いたいんですが、解体の時点ではアルミや、若干少ないにしろ銅もあると、もちろん鉄もあると。それが処理されて最終的に出た集計表には一切それが、アルミと銅が出てこない。これについてはどう考えるのでしょうか。当局の回答を簡単をお願いします、時間がないので。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 鎌田委員から前にも同様の質問をいただきました。私もほかの事例等も勉強させていただき意味で県に事例照会をさせていただきました。基本的には、二次仮置き場の処分につきましても、一次仮置き場の処分につきましても、基本的には混合スクラップということで処分させていただいておるようでありました。ただ、ご紹介いただきました東松島の事例があったことも事実であります。そのような状況でありましたので、私どもが取り組みました混合スクラップという形についてが大勢であったと理解いたしているところでございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私たち特別委員会は、青南商事さんに見学といいますか、勉強会でお邪魔させていただきました。その折には車の部品やら何やら細かいやつは全部、最終的にはもうそのまま輸出できるぐらいの状態にみんな分別されています。そこで出ないというのは、どう考えてもおかしい話です。

そして、もう一つ、先ほど副市長さんとやりとりをさせていただきましたが、一応3円を戻したという、24年8月、これで金額を割り出したやつがあるんですが、最終的には、通帳を見せていただきましたが、約3,300万円動いております。これから数量を割り出すと、約4,500トンになります。この青南商事さんから出てきたやつが約9,000トンですね、8,993トンですから、この資料によりますと。この差はどうなんでしょう。約9,000トンがこの青南商事さんで受けていると。そして、この間のリサイクルさんからお聞きした金額から割り出すと、約4,500トンしか出ていないと、金額から割り出してですね。これは不思議な話で、これについてどう思われるのかちょっとお聞きして、時間がないようですので次に回したいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 お答え申し上げます。

24年8月にリサイクル会で市と精算、何か3円の分しているようなお話をされていますけれども、先ほど鎌田委員さんがおっしゃられた市から還付を受けたという部分、私はすぐ担当に調べさせました。調べさせたところ、24年8月は協議会で暫定5円で市にその処分した価格を振り込んだということだそうです。市では、価格がまだ決定していないものの料金はいただけないということで、戻させていただいたということで、決して有価物の差額の部分の精算というような形ではないということでございます。以上であります。

○志賀委員長 あとの質問についてはどうですか。（「暫定5円だけね」の声あり）高橋委員。

○高橋委員 何点かお伺いします。

解体について、野々島の6件について、先ほど菊地委員も取り上げたわけですがけれども、登記簿謄本上の建物面積より解体床面積が広い物件が6件あるというこの現実につきまして、当局の説明では、解体申請に必要な書類がそろわないときは周辺にある物件と一緒に解体したと。そして、根拠は環境省通達であるという答弁が前々回あったわけですがけれども、まずこれを確認したいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今、委員がおっしゃるとおりでございます。前回もそのような形でお話しさせていただきました。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 それで、環境課からその国のこれに、根拠となる環境省通達、そしてそれに沿った

市の実施要項を環境課からいただいたわけなんです、これは資料請求をすれば皆さんの手元に行ったのを、私はちょっとそこは損ねたもので申しわけないんですが、何回読んでもこれのどこが一体周辺にある物件と一緒に解体するというふうに、どこの項目がそこに値するのかが見当たらないんですけれども、どこがそこに合致する項目なんでしょうか。実施要項と環境省通達と2つについてお伺いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 実施要項につきましては、市がそういったことで危険な建物であるという、解体を必要と認めるものについて行うものでございますけれども、環境省の取り扱いにつきましては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」という中で、市町村が特に必要となった廃棄物の処理として解体を行うことが必要と認める家屋、事業所等とするとなっておりますので、最終的には市町村の判断で解体を行ったということでございます。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、その環境省の通達でいきますと、別紙の第2の2の③の部分である、特に必要となった廃棄物の処理として解体を行うことが必要と認める家屋、事業所等とする、解体工事の対象となる家屋は。これを読んでまとめて先ほど課長は、私もグループ化補助金のほうは賛成なんです、解体のグループ化とさっき言っていましたが、そういうふうには何で読み取れるのか、どうしても理解できないんですが、ご説明いただけますか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ご指摘のところは、今言ったような2の解体工事費の③、後段の文章のところの引用ということで、それを市も適用して解体をしたということでございます。いずれにしても、浦戸のそういった危険建物解体をできるだけ早く、23年度中に処理して、島民の方々の安全等、そういったものをぜひ処理したいということでそのような形で事務処理させていただいたということをご理解願いたいと思います。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 重要な問題だと私は思うんです。先ほど菊池委員も言ったように、主要なAより大きい面積のBの部分も含めて、課長の文言をかりれば、グループ化してしまって1つのものとしてやる。もう一方では、同じ敷地にある非常に接近しているふみやのようなところは、それぞれ3つに分けてやると。名義、登記簿等の関連では非常に重要な問題で、そこまで明

示されているわけでも指示されているわけでもないのに判断してまとめてやってしまうというのは、この通達の趣旨からはどうしてもそういうふうには理解してほしいと言われても理解できないんですけれども、なぜそういうふうに理解できるのか、もう一度お伺いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと端的な表現になりますけれども、書類上でありますとか、いろいろな形で手続が難しいものでも、最終的にはそのまま残しておけないと、解体しなければならぬという判断で市町村が解体したということでご理解いただきたいと思います。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 完全に納得はしませんけれども、そういうふうに市では考えられたということですが、それで資料（その8）でもいいんですが、わかりやすく言えば（その6）のほうで、それでこの環境省の通達というのは、日付なんですけれども、平成24年3月29日にこの処理事業等の取り扱いについて改正した通達が出された。24年3月29日で間違いないですね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと今書類を確認しますが、最終のその改正の通達としてはその日付であったかと思います。前段、23年の何月かに出ておりますが、それは調べたいと思います。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、後ででも結構ですので確認いただきたいのは、その前段の23年5月2日の通達に基づいてそういうふうに判断したという回答ならそれで結構なんですけど、改正された通達は24年3月29日なわけで、その関係で（その6）の例の6件について資料を見ますと、平成23年時点で既に解体の同意書であるとか、あと作業が完了していると。要するに平成24年3月29日の通達以前に何戸かまとめてやってしまうということを既に実施されていたわけで、その辺に時間のずれはないのか確認したいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 時間のずれと申しますか、先ほど最終の改正の通達は24年3月29日ということでお話しいたしましたけれども、当初の環境省からの通達は23年5月2日ということでございます。以上です。

○志賀委員長 いいですか。（「はい」の声あり）

ほかにご質問はございませんか。なければ2回目の質疑に移らせていただきます。伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

一つは、先ほど午前中の質疑の中で、協議会は営利団体ではないということははっきりいたしました。しかし、島民給与にかかわって8,318万円を支払っているということで、企業努力というような市長の回答がございました。

それで、そこも含めて、企業努力として支払っているということなんですが、そうしますと協議会というのは、先ほど言ったようにある意味任意の団体ということになりますが、そうしますと一つは、給与というのは必ず雇用保険、賃金台帳、そのほか労働者の名簿、出勤簿というのが必要になってくるんですね。これは、支払った8,318万円の島民給与の関係で、そういうものが、これは協議会の中身ですから、わかればわかっていると、あるいはわからないと、その2つになるかと思うんですが、その辺からお聞きします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えいたします。

協議会の聞き取りの中では、以前にも所得税の関係等もございましたけれども、保険の関係については、それぞれ島民について一人一人加入しているというようなことではないという回答はいただいております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、今例えば私はこの問題で、これはハローワークからいただいた資料なんです。雇用保険についての手引ということで、平成23年12月版なんですね。その中で、今の回答ですと、一人一人加入している状況ではないというような答弁でした。それで聞き取った中で、そうすると雇用保険は掛けてはいないということなんですね。そういうふうに捉えていいんですね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 旧協議会事務局に聞き取った範囲の中で、そのようなお答えでございました。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 給与を払うためには、少なくとも、これは会社関係の方は非常に詳しいんでしょうけれども、事業主として雇用保険と労災保険は必ず掛けなければいけないんです。これは1人からです。協議会というのは、先ほど前段質疑したように営利企業ではないと。だけれども、給与関係が支払えているということになりまして、そうすると、少なくともこれは建設

業の関係の仕事になるのかな、例えば瓦れき解体とか、一次仮置き場ですね。建設業の場合ですと、事業主の負担というのは1,000分の10.5なんです。労働者の負担分は1,000分の6だそうです。そのほかいろいろな細かな規定は業種によって違いますが、いずれにしても、雇用保険を掛けていないというこういう雇用形態というのは、本当はどうなんだろうかね。掛けていないというのは、給与形態を知って支払っているという趣旨からいうと、おかしな話になるんじゃないかなと思います。

○志賀委員長 当局の方、どなたか。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 結果としてそういうことになっているんだとすれば、ちょっと好ましくないなと思っております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 2年間雇用しているということ、給与を払っているということは、少なくともこういう雇用保険、事務手続はされているのかなと思ったので改めて聞いたんですが、そうしますと、島民給与としてのこの本来の趣旨からはその協議会自身の取り扱いは外れているのではないかと思うんですね。

それから、そうすると、少なくとも雇用保険を掛ける、掛けていないというのは恐らく実際の協議会のやり方だと思うんですが、賃金台帳というのはあるかどうか確認しましたか。賃金台帳並びに労働者名簿、出勤簿。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 賃金台帳、労働者名簿につきましては、今のところ確認までとっているような状況ではございません。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そうすると、確認をしていないということですね。そうしますと、私どもはやはり前段、資料（その7）で島民給与の領収書なるものを出していただきましたけれども、より詳細にはその雇用保険が成り立つような給与形態は当然そうなりますので、賃金台帳、そして労働者名簿、出勤簿、こういうものの提出を当委員会の名において資料請求をしておきたいと。ということでないと、この問題について解明できませんので、その辺はひとつ取り扱いをよろしくお願いしたいと思います。委員長にお諮りしたいと思います。

○志賀委員長 それについては、また後ほど。

○伊勢委員 最後ね。一応、そういう考えでいますということです。確認させていただきます。

それとあと、もう一つは、先ほどのやつで資料7で出たところの、この領収書、これありますよね。領収書の形もパターンも全部一律なんです。パソコンでつくる気になれば幾らでもつくれるという代物なのかなと、私は私なりに思うんですが、そうすると、この島民給与そのもののこの領収書について、それこそさっき言ったような台帳で確認をしないと、この件についてははっきりしないと。それでどうでしょうか、これは当局として今回資料7を請求した時点で、協議会とはその件について、どのような形で領収書を出してもらうのか、どういうふうに趣旨を図ったのか、その島民給与を出した上でどのように対応されたのか。その辺だけちょっと経過だけお聞きします。前回の委員会が出なかったやつが問題になりましたので、その経過だけお聞きします。

○志賀委員長 それは、領収書の出した経過ですか。

○伊勢委員 はい。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 前回ちょっと私の不手際といいますか、きちっと協議会のほうに伝わってなかったということでございましたので、このたびは改めて島民給与の領収書について提出してほしいということをお願いをさせていただきました。

ただ、個人情報がある部分については、協議会で黒塗りといいますか、そういったことで提出してほしいということをお願いをして、出されたのがこちらの領収書の資料でございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 協議会への要請はいつごろなのか、また、今回の資料7に示された領収書自体のこういった写しについてはいつごろ市に提出されたのか。その日時だけ確認させていただきます。

○志賀委員長 いつ請求をして、いつ出していただいたかですね。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 済みません。市長名で協議会に依頼をしておりますけれども、ちょっと資料が手元にございませぬので、後でお答えさせていただきたいと思っております。お願いします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 では、後ほどご回答していただければと思います。

そこで、領収書の関係でこの資料7のところを見ると、一応表になっております。平成23年

7月から平成24年9月までですね。それぞれ支払金額もこうずっと書かれております。

ところが、私がこうちょっと疑問に感じるのは、資料4の先ほど議論になりましたけれども、例えばページ数でいうと403ページのところに、7,047万9,877円が平成24年4月4日、もう一つは、下段の下から4段目のところで平成24年5月1日、1,065万6,000円とこういうふうになっています、あと細かな数字は省きますけれども。領収書そのものは毎月毎月、そしてその数字は毎月毎月集計されているわけだから、本来は協議会自身の決算書なるもので数字を出すとすれば、毎月ごとの島民給与という形態になるのではないかなと思います、その辺はどうだったのか。一括してどんと7,000万円も出てくるというのはどういう意味合いなのか、お尋ねしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 こちらにつきましては協議会の内部の支出の問題になりますので、ちょっと私どものほうで詳しく、毎月の支払いがこうであったとか、この10月26日に一括して支払っているというところの事情については、なかなか認識しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 要するに、当局が、市担当の側としてはわからないということですね。はい、わかりました。

そうしますと、先ほど島民給与にかかわっての資料などが必要になってきますし、あわせて災害復旧連絡協議会の関係でいいますと、中心におられます和田会長さんですか、あるいはもう一人は副会長の方ですね、津田副会長、それから巡回監査をしてきた阿部会計事務所の方も、この点について監査をしたご本人、事業者ですから、そこも参考人として招致して、その点でどういうふうな支出でこういった会計になったのか明確にしておきたいと思いますので、参考人としての招致を今後の取り扱いの中でも図っていただければと思います。

それから、給与関係についてと同時に、浦戸の建物解体の関係でちょっともう一回だけ確認させてください。そうすると、私も先ほど高橋卓也委員から都道府県部長あての環境省の大臣のリサイクル対策部から出た文書ですね、平成23年5月2日、この文書をもって、平成23年5月2日をもって、それぞれまとめて解体してもいいというふうに、最初のこの通達で出されているということなんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 通達自体は23年5月2日の最初の通達でもって当然それぞれの被災した市町村に送られてきておりますので、一通り目は通すようなこととなりますけれども、実際のこのような浦戸の被災建物の解体に当たっての処理につきましては、さらにもっと後の23年度の後半のところでのこのような形でいろいろ不具合というか、困ったことが生じて、支払いに当たってございましたので、この23年5月2日の通達に基づき、そのような形で解釈しまして解体をさせていただいたという状況になります。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと捉え方ね、平成23年5月2日のこの環境省の通達ですが、その後平成24年3月29日の改正となっているんです、この文章はね。そうすると、どちらが正しいのか。環境省の平成23年5月2日をもって一体で解体してもいいよ、簡略化してもいいよとなるのか、それとも今お話があった答弁の中で、平成23年の後半といいますから、恐らく10月、11月、12月、その辺でそういうふうなことを進めていったのかどうか。例えば野々島の事例が出ていますが、どちらが本当なんでしょうか、取り扱い等は。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと今それ以上の通達の文章がありませんけれども、それでちょっとどうということは言えないんですが、先ほど解釈したところの条文につきましては、23年5月2日に既に示されているということで理解しております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、当委員会では出されている資料の関係で、前段（その7）で示された浦戸の野々島関係の107ページのところから始まって、この危険建物解体については平成23年5月2日の通達の趣旨に沿って一体化したと、こういうふうに捉えていいんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 そのような認識でおります。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。それで、そういう通達で5月2日ということになっているようですが、107ページのところを見ると、先ほど菊池委員からもお話がありましたように、例えば5月19日、例えばですよ、「000291」の実際の同意書は9月19日になっているんですよ、原本を見ると。これは寒風沢の方のようですけれどもね。それから、直近では「浦-000019」の方の同意書も6月7日、それから「本-000097」のところも平成23年5月

10日の同意書。こんなに国の通達が示されて、ぱたぱたぱたと書類をまとめていくような仕組みになっていたんでしょうかね。ちょっとその辺の取り扱い等について、私も不思議に感じるので、5月2日に示されたものがそのとおりにやられていたんでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 協議会資料の(その7)の107ページに、今言った前の書類で、それぞれ解体したものの中にほかにも含まれているものがあるというその表をつけておりますけれども、解体申請書は今言ったような日付で上がってきておりまして、実際にそれに対しての調査の依頼というものを市で災害復旧連絡協議会に出しておりますけれども、大体そちらの日付が6月7日というような形、全部ではないんですけれども、そういうような形で、あの辺で大量にそういった発注を復旧連絡協議会にしておるような状況になっております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 もう一つ奇異に感じるのは、この例えば「浦-000019」から「本-000097」とか、それぞれ3つかな、まとめて6本全部個別に見させていただいているんですけれども、協議会がやったということなんですけれども、実はそのファイルを見ますと、どこで請け負ったかという企業名が全然書かれていないんですね。私は当委員会でも前回12月11日の委員会で企業名も明記してくださいというお話はさせていただいたんですね。例えば切った建物解体の同意書はあります、罹災届もあります、一人一人の関係でそれぞれですね。ところが、写真でこういうところを解体しましたとなっているんですけれども、普通は東華建設、東北重機、野々島は主にはどこがやったのかな、東華建設がやったんですかね。全然企業名が書いていないんですよ。写真を何度こうやって見ても、一切書いていないんです。普通は、このうちを解体しました、案件名何ぼ何ぼと番号を振って、そして誰々さん、そして下のほうには少なくとも請け負った業者の企業名が書かれているはずなんですけれども、何でそういうふうに企業名が書いていないのか、不思議で不思議でたまらないんです。そこら辺はどうなんでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 これまでの説明の繰り返しになりますけれども、浦戸の危険建物解体につきましては、災害復旧連絡協議会に一括してお願いしているというような状況で、その支払いについても復旧連絡協議会であるというお話をさせていただきました。その中でも、

島ごとでそれぞれ担当業者が分かれていたようだという説明もさせていただきましたので、そういった中でそれぞれの企業名が出ていないところもあろうかなとは認識しております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういう元請、協議会、それで実際に解体を受けた請負業者、普通はまさかその企業名なしで解体をするということはありませんかと思うんです。少なくともこういうどこどさんはこの企業が解体しましたというふうに明確にしなければならないと思うんですけども、それでは、その企業名なしで、名なしのごんべいでそれこそ協議会から請求を上げたんですか、これ、塩竈市に。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 そもそも、この特別委員会設置のときの経緯に戻るわけではありますが、基本的には災害復旧連絡協議会にお願いしますという話でご説明を行ってきました。当然、私どもは竣工検査とかそういった書類については、工事請負者から出していただくというのが原則であります、これは建設業法の中に書いてありますので。したがって、今回再三ご説明をさせていただいておりますとおり、災害復旧連絡協議会と契約し、支払いもそちらにいたしておりますので、各種成果品についてもあくまでも名称は協議会の名前になるものと思っております。ただし、再三ご説明をさせていただいておりますが、その中で構成員であります東華建設であり、あるいは東北重機工業株式会社でありということについてが中心で仕事を行っていただきましたということについても、つまびらかにご説明をさせていただいているところではありますが、契約書上はあくまでも復旧連絡協議会ということですので、こういった成果品についてもそういった名前で提出をいただいているということでもあります。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、協議会名、しかし東北重機、あるいは東華建設双方で仕事をしたということはそうだということです。ただ、私が見ている限りは、両社のいずれの企業名も全然書かれていないんですよ。だから、私の認識ね、市長さんそういうふうに、いやとお思いでしょうが、私は素人ですから、だけれども、こういう実際に解体工事を請け負った業者、企業名が明記されるのは当たり前なのではないかなと素朴な質問なので、その辺を聞いているんです。なぜ、出ないのかなと。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 このことに限らず、例えば建設工事共同企業体が受注されました。中心となる方がA社であり、それからその下でB社があります。ただし、全て契約書とか提出書類については、当然建設工事共同企業体名で出してこられる。今回の場合についても、災害復旧連絡協議会と契約しているわけでありますので、その災害復旧連絡協議会でない会社から今申しあげましたような写真類とか、そういうものが提出されるというのは、本来契約そのものがおかしいことではないですかということになりませんか、と私どもは考えておりました、当然のことでありますので、繰り返し申しあげますが、構成員である東北重機さんであり、あるいは東華建設さんでありがやられたということについてはこの委員会の中でもつまびらかにしながら、契約相手は復旧連絡協議会でありますので、そのことがおかしいということでは我々はないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いや、協議会が元請である分の関係は、私はそういうことでやったんだろうなと思うんです。ただ、実際にとじられている1件1件のファイルを見ますと、どこがやったのかわからないというのを疑問視しているんですよ。どこの企業さんが、そこが出てこないからおかしいな、写真の看板あるでしょ、よく解体するときね、その看板の写真のところに企業名が一切書いていない、不思議だと思いませんか。まさか協議会はさっき言ったような仕事を請け負う元請のあくまでも協議会機関ですから、そうすると何でかなというのは素朴に思うんですが、私の質問がちょっと間違っているのでしょうか、どうなんですか。その辺がちょっとよくわかりませんね。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 繰り返しになりますが、工事請負契約というのを締結するわけですよ。発注者は塩竈市であります。それで、受注者がどちらかということは明らかにするわけですよ、ですよ。それはご理解頂けるでしょうか。ですから、再三ご説明させていただいておりますとおり、浦戸の瓦れき類の処分、あるいは危険建物の解体については、災害復旧連絡協議会と契約を締結しているわけでありますよ。その上がってくる書類が、災害復旧連絡協議会でなくて、構成員の方の名前であるというのは、本来は契約上はあり得ない話になるわけでありますので、ですからそのところの問題点についても、前段いろいろマスコミ等でも明らかにできないのかというようなお話がありましたが、あくまでも契約の相手方は復旧連絡協議

会であります。ただし、主たる構成員です、構成員として、主たる工事をやられた方々がどなたかということについては、我々は一定程度了知をいたしております。その方々もこの委員会では明らかにさせていただきました。したがって、委員のご質問のなぜ具体的な企業名が出てこないのかということについては、我々は契約の相手が具体的な契約先ですというお答えになるということをご理解いただければと思います。

○志賀委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質問ございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 では、前回の分の残りの分といいますか、確認をしていきたいと思います。

いわゆる解体業務の中で、先ほども話しましたがけれども、解体するのであれば瓦をおろすとか、そのまま一気に壊すのではなくて、地震解体の場合は、屋根のトタンを剥ぐとか、それから建具を外すとか、そういう一連の作業からいくのが通常であって、ですからその段階で、この間参考人で来られた方は分けていましたと、分別していましたと言われているんですね。そんな中、いわゆる越の浦では、混合スクラップとして出していると、わざわざ分別されたやつをなぜ分ける必要があるのか。

それで、先ほど市長が答えた混合スクラップにするとわからない的な表現だったかと思うんですが、いわゆるなぜ銅やらアルミが出てこないというのは、混合スクラップ処理だということ。そういう話なんです、この出してもらった資料、あれによるとちゃんと分かれているわけでしょう。ステンレスもあるわけですよ、これを見るとね。この資料（その6）ですか、ステンレスはちゃんと分かれていますね、解体ステンと書いてあるね。これを見ると約2トンぐらいのものですけれども、このステンレスが2トンあるということは、一般的な家庭のいろいろなつくりから見るとアルミはもっとあるはずだと、誰が考えてもそう思いますよね。

そして、その戻ってきた今この処理状況の一覧表を見ると、銅がない、アルミがないと。どう見ても考えられない。そして、この間先ほども話をしましたが、青南商事さんの会社見学でいろいろ処理の方法を見させていただきましたが、裁断機にかける、あとは磁石で分けるとか、あとは風の力やら振動やら、あと目でも分けるという、そういう本当に細かな作業をみんなやって、ほとんどもう分けられますよというそういう説明もありました。そんな中、何でこの集計表にアルミ、銅が一切入っていないのか。解体した段階ではあったはずですよ。もともとの家には何らかのものは使われています、みんな。それがなぜなくなったのか、いわゆるこの越の浦までに行く間になくなったのか、越の浦から出る段階、出て青

南商事に行くまでになくなっていくのか、これは明確な答えをちょっとどういうふうにかえられるのかね。混合スクラップとして処理すればなくなるという論理はないと思うんですけども、市長以外の方で専門にやられている環境課の方やら、その辺ちょっとお答え願えないですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず、越の浦の仮置き場についてですが、あそこについては危険建物、主に解体業務で生じた廃棄物を、繰り返しになりますが大きく3つに分けてあそこで分類しておりました。一つは木材、一つはコンクリート殻、もう一つがそのスクラップということになります。木材につきましては、その後であそこに一時集約してグランディで一括してあそこで処理いたしましたけれども、コンクリート殻とスクラップについては越の浦で行っていたわけですが、何度も同じ説明になって申しわけありませんが、バックヤードがなかなかないという中で、それぞれの協議会の会員の方にはとにかくこの3つだけはきちんと分類して搬入してほしいという願いは、我々やあるいは協議会の事務局でもお願いをしている経緯がございます。それは、コンクリートと木材とスクラップは分けてわかるように搬入してほしいという中で、こちらでも確認しておりますのは、スクラップに関してはそれ以上の細かい分類までは指示は出していないということでもまず伺っているところでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今の回答によりますと、いわゆる危険物解体でやったと、津波ではないんだと。津波ですっかり破壊されたやつではなくて、家が傾く、ないしはある程度建っていたものですよ。すっきりびしゃんとなって潰れたというのは、私もいろいろ見ましたけれども、そういうものはほとんどなかったですよ。ですから、そうなるとなおさら先ほどの混合ごみで出す意味がないですよ。そして、参考人招致で来ていただいた業者の方はちゃんと分けていましたと、分けて持ってきましたという発言、私だけでしょうか、耳に残っているのは。そういう観点からすると、何でわざわざ混合ごみにして分別されていたやつをまず一緒にして処理しないといけないのか、またまぜてね。どこに意味があるのかという、誰が考えても不合理ではないですか。その辺どうでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 繰り返しになりますが、越の浦の一次仮置き場は大変場所が手狭で、

いろいろスクラップに関してももう置き場所がないような中でやっております、あの中でそれぞれ個別にスクラップを分類するような状況にはなかったと現場サイドの声も聞いておりますし、そのように認識しているところでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、だからそうだったとしても、分けて持っていった業者もいる。でも、それは一緒に混合スクラップとしてもう場所をとってそこに決めたと。それで、それをそのままぼんと出している。そうすると、わざわざ混合スクラップにして出て、青南商事さんで何でここに銅とか出てこないんですか。分けている業者もあったんですよ、塊として。混合スクラップってね、いわゆるこれで聞いている市民の方はわからないと思うけれども、勘違いされると困るけれども、これはみんな寸断して、みんな粉々にして粘土状にしてとか、ぼんと出している、そういうあれではないんでしょう。いわゆる鉄くず、鉄の中にも何かアルミと一緒にやったやつもあるかもしれない、それからくぎも入っている。何が入っているかよくわからないけれども、金属だっというようなやつを混合スクラップとして出しているんでしょう。その辺どうですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 混合スクラップとして青南商事さんに持っていっているというのは、こちらの仕切り書にも伝票が残って、さらに前にもご説明したかと思いますが、その当時につきまして、やはり震災廃棄物、塩竈市だけではないそういったスクラップが青南商事さんのほうにも多数持ち込まれて大変な状況にあったというところで、私も聞き取りをした範囲では、その場でトラックからおろして、目貫で分類をして、重さだけはきちっとはかって仕切り書を作成したというような状況でお話を伺っておりますので、本当に推測で申しわけありませんけれども、その中でそういった銅とかアルミが見つけれないというところとちょっと誤解がありますが、そういうことも推測されるのかなと思っております。いずれにしても、混合スクラップとして大量に出されたものを、そういった形で青南さんでは目でもって、目視で分類して仕切り書を出したと伺っております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ですから、繰り返しになりますけれども、会社見学でその処理方法をみんな見せていただきました。感心しました。鉄骨やら何やらは裁断して動かしやすい状況で処理していくのはわかりますけれども、細かなものは、先ほど言ったように裁断したりなんだりして、

それから磁石を使ったりいろいろやっていたよね、皆さん見ているんですけども。そんな中でなくなるということはないわけですよ。それをどう考えるのと僕は言っているんです。ですから、もうここに持っていった段階では多分ないんじゃないんですか、それは。そういうふうに考えるのが妥当ではありませんか。ないしは、解体した段階から越の浦に行く段階で、危険物解体の段階で、外した段階で、分けられるのが困るやつは越の浦に行ったと。もう分けるのは簡単だし、これはもうすぐぼんと出たやつは、屋根の銅板なんかはくるくる丸めれば一体物になりますから、それでぼんとほかに持っていったという可能性だってあり得るわけですね。そういうことは考えられませんかということをお聞きしているんです。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど来、議論させていただいておりますが、決してほかの事例がこうだったからという前例踏襲でお話するつもりはございません。ただ、例えば塩竈市では9,000トンを超えるスクラップが発生したわけでありまして。それを今、議員がご質問されているように、これはアルミです、これは銅ですと分けるとすれば、九千数百トンを対象としてやらなければならないわけでありましてよね、ですよ。

実はそういうことをやったのが、東松島市だそうであります。これは、私も県に行って調べてまいりました。東松島市がそれをどういう手順でやられたかということではありますが、被災に遭われた方々をその有価物を振り分けするための人的な経費として採用されて、そういう処理に当たったそうであります。金額は、私はあえて申しませんが、相当な金額になったそうであります。

今ご質問の銅類がなくなったということではなくて、それらも一緒くたにして混合スクラップという形で処理をさせていただき、あくまでも塩竈市の有価物についてはそういう形で青南商事に持ち込み、当然議員がおっしゃったような仕分けは、青南商事さんでその後手間暇をかけてやられるわけでありまして、そういった手間暇をかけて青南商事さんはそれぞれの種類ごとに搬送されるということで、結果的に値段が高くなりやすくなるということは当然出てくると思っております。我々のほうでは、そういったものを一くくりにして混合スクラップとして処理をさせていただいたと。他の事例等についても確かめましたところ、ほかについても同様の事例でありましたということをお先ほどご答弁させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この金属スクラップなどの種類集計表って、きちんとこんな細かくみんな分けているんですよ、これ。11項目に分かれていますね。こんな中で何でアルミ、一般的なあれがないのというのは本当に不思議な話です。だから、これは、これを聞いている人みんなが理解できると思いますよ。家を解体したら、みんなアルミなんか、今どきアルミサッシを使っていないところなんかほとんどありませんから。中には二重サッシやら、高級なあれがあるんでしょうけれども、木製のやつもありますけれども、一部はやっぱアルミを使っているわけですしね。アルミとか銅を使っていないというのはほとんどないですよ。そんな意味で、解体の中では、家の中の配線関係、電線関係ですか、あれもあるんですよ。必ず銅はどこに行ってもあるんですよ。ただ、量が少ないだけなんですよ。

これについてはもうやめました。いわゆる何度聞いても同じ回答だし、ただもうこれを聞いていらっしゃる市民の方は理解してもらえんと思います。いわゆる家には必ずある。それが解体の段階で、越の浦に行く段階か、ないしは越の浦から青南商事に行く段階で消えているというのは確かな話ですよ、誰が見ても。

それで、先ほど副市長さんが答えてくれた23年8月、この時点ではいわゆる5円に決めてきたんだという、その金額を振り込んだという話なんですけど、そうすると24年8月までは5円でやってきて、それからそれ以降の8月以降については8円ということになるんですよ。それにしても考えても、このトン数からいくと、リサイクルさんから聞いてきた金額から割り出すと約4,500トンぐらいだと。そして、この処理量の全部の総額を見ると約9,000トンぐらいあると。そして、金額的には、この合計金額を聞くと7,470万円だという金額がこの資料に載っかっていますよね、この一番最初にもらった資料ですね。これから割り出すとこの数量の差が出てくるんですけども、この差については先ほどお聞きしたんですけどどうも理解はできないし、どういうふうになっているのかということなんですね。

そして、金額的には、先ほど言ったように7,000万円払われている。それで、リサイクルさんのこれを見ると3,000万幾らだと。そうすると4,000万円の違いがあるけれども、この4,000万円はこの総額の金額以外に入っているところはあるんでしょうか。その金額をちょっと教えていただきたい。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほど、副市長からお話が経過を踏まえてあったと思います。単価

を決めるに当たって、一番最初に5円というところの話がそれぞれ非公式にリサイクル会さんと協議会からあったということになるんですけれども、それについては我々のほうではその単価で了承したということではございません。協議中なんですよということでお話をさせていただいております。

先ほど、ちょっと副市長が話ししたとおり、24年8月に協議会さんのほうで一旦有価物のお金を市に振り込んでいるのがその5円の単価で振り込んでいるので、これではちょっとうちのほうではまだ協議が定まっていないので受け取ることはできませんよということで、その金額をそのまま再度協議会さんにお返ししているというような実態がその当時8月にございました。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、その辺がよくわからないんですけれども、先ほど言った総額のこの資料、ナンバーはついていませんけれども6月10日の資料によると、ここは約7,400万円ですよ、総額で。これは自社処理分もあるので、それを引いても大した金額で7,000万円ぐらいありますよね。そんなわけで、これとこちらのリサイクルさんからお聞きした金額とずれがあると。そのトン数も含めると、半分ぐらいのトン数しか処理されていない形になると、8円で計算をするとですね。

そんな意味で、これはちょっと不思議な話で、これはもっといろいろ細かく詰めて、いろいろ細かいところを聞いていかないといけないのかなと思うんですけれども、ここでやりとりしてもこれ以上仕方がないのかなと思ったりもするわけですが、この差があること自体ちょっと不思議なんです、このリサイクルさんとの絡みでこの有価物の処理を8円をお願いした。このリサイクルさん以外にもっとそれと同じ、同等ぐらいの量を処理したところがあるんですか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 リサイクル会さん以外にほかに有価物の処理をしたというところではございません。先ほどちょっと説明が不足になりましたけれども、そのリサイクル会さんで支払ったそのスクラップの額というのは、ちょっと我々のほうではつかんでいないものだと思うんですけれども、先ほど私が述べた8月に協議会から5円という単価で一旦市にお金が振り込まれたというお話をさせていただきましたが、それは24年8月の時点ですので、その間までの有価物の金額ということでご理解いただきたいと思います。

一連の資料についております7,400万円ほど、9,400トンの有価物につきましては、これは24年3月までの精算の額で、総合計で出している金額ですので、そこで差があるものだと認識しております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 その七千何百万円は、これは全部現金でもらったのでしょうかね。

あとそれからもう一つ、これをやっぱりやっていく意味ではリサイクルさんの参考人招致をしていただいて、リサイクル会の代表の方、それからこれを実際管理されていたということで通帳を見せていただいたのは阿部事務局長だったかな、阿部さんだったと思うんですけども、その方とかを参考人招致していただいて、なおかつこれを全部統括して管理されていた千葉篤さんにも招致をしていただきたいと思います。

それからあと、実際この仕切り書といいますか、この分別表が出ていますけれども、青南さんですね。これは出してもらえるのかどうかわかりませんが、可能であれば幾らで取引をしたのか、その辺もわかるような買い取りの入った仕切り書も提出をいただくといいかなと思います。

これで、これ以上ちょっと話をしても細かなデータも共通で持っていないと進めないのかなと思いますので、私の質問を終わらせていただきます。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 午前中に引き続き危険物解体についてちょっと確認します。

資料をいっぱいナンバー8で出してもらって、本当に参考になりました。それで一件一件全部、一ページページ全部読んだつもりなんですけど、その「000010」でいうと、いわゆる流出していると。流出しているのに解体、先ほども私午前中、4月29日に四島五部落を回らせたもらったときには、かなり家が流出してなかったのもあるのではないですかとこう言ったんですが、この資料の中に流出というのがマーカしてあるんですが、それでもやっぱり解体したんですか。何を解体したのかなというのがちょっと私は、例えば資料で、議員さん何を言うんですかというなら、(その7)の137ページ、流出とこうなっているんですね。ですから先ほど聞いたのは、指示を出す前にその基礎となるデータ、こういう仕事をしますよというのを出してもらったのはどこからですかと言ったら、それは業者の方からデータを出してもらって、それを検収していわゆる業務指示を出したんだというお答えなんです

が、そういった意味で、流出家屋も解体の範囲に入ったのか。ちょっとこれはお粗末な内容ではないかなと思うんですが、あと先ほど来、高橋委員さんがいわゆる環境省からの通達云々と言っていました、私は見ていませんが、あのやりとりを聞いていますと、いわゆる危険家屋は解体しなさいよというだけで、誰もまとめなさいなんていうのはどこにもないと思いますよ、午前中にも言ったと思うんですが。それを塩竈市独自の判断でまとめるというのは、やっぱりおかしいと思いますよ。

ですから、もし今参考人さん云々と言っているんですが、私的に希望するのは、そのデータを出した業者の方に来てもらって、どういう出し方をしたのか、やっぱりここで事実確認をして、我々が納得するのであればそれでよしだし、納得できなければそれなりに行政側から判断してもらわざるを得ないかなと思っています。というのは、やっぱり大切な税金の、和田会長の復旧連絡協議会さんに仕事をやったんだと、そこから出たのがわからないというものの、ちゃんとやっぱり建設業法だ、何だというのもあるでしょうし、24年1月の臨時議会のときにも先ほども言ったんですが、やっぱり行政は指導監督する、その復旧連絡協議会だけを監督ではなく、そこから行ったところがどうなったのかというのがやっぱり大事な大事な私は仕事ではないかなと思っていますよ。復旧連絡協議会だけを監督すればいいという問題ではないと思いますので、そういった意味でそのデータをきょう議論になっていた6件でも、7件でもいいんですが、「本-000033」とか、番号で全部言えといえ言いますが、それにかかわった業者の方の参考人を呼んで、どういうふうな基準で、例えば流出となっているのをなぜ載せたのか、その辺をちょっと聞かないと、我々は市民から昨年5月12日にちゃんと新聞に出てから、「あなたたち議員の役割としてちゃんと調べなさいよ」と言われているからこうやって質問しているのもあって、流出した家屋まで解体となっているのでは、我々議員が何を調査すべきかというのがわからなくなるので、そういった意味でお願いしたいと思います。今すぐこれはこうですという答えが出るのであれば、答えていただきたい。まず、それが第1点です。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ちょっと全ての項目にご回答できるかはあれでございますけれども、危険建物解体等の依頼書兼同意書ということで申請者のほうから記載していただきます。したがって、その記載のあり方が必ずしも明確に「全壊」と「流出」の区別がきちんとできているかは、主観によってちょっと違うこともございますし、また、例えば物置等、ブロック

塀等、家屋があったときに、1つは全壊だけれども1つは流出しているとかという、そういった形の書き方があるので、「流出」と書いているものが、我々が一般的にいうところの津波で全部根こそぎ持っていかれてそこにはもう一切ないというようなケースも中にはあるかもしれませんが、中には一部建物が崩れて少し基礎からずれているとか、そういったいろいろなことがございますので、その辺は個別に確認させていただかなければならないかと思っております。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今、部長さんが言ったとおり、ずれているのはそのままの平米数でいいけれども、流されているものが基準となる登記簿の数量で出されて、はい、お金払いますよというのは、そうはならないと思うので、その辺のめり張りをちゃんとつけて、我々が納得して市民の方にこういうわけこうなりましたよという報告ができるようにお願いしたいと思います。

あと、こういった先ほどの議論になるんですが、まとめたと、例えば「本-000010」にすれば、寒風沢と野々島の、野々島が本件も入れて5件、プラス寒風沢1件だと。そういった意味で、その平米数の多いところ、例えば「000033」でいえば、本人より平米数が多いと。そういったまとめた方々に、こういうふうな処理をしましたと言ってこういった解体の指示書なり、支払いなりをしたものなのか。

例えば、平米数が少なく、何倍もあるところの人に、あなたのところを解体して800万円ですよとなった場合、「えっ、うちは200平米しかないのに何で720平米もあるの」となったりすると、行政は何をやっているんですかととなると困るので、それは業者の方がやったんだから仕方がないんだと、うちのほうは出されたものにお金出したんですと、間違いございませんと聞こえるんですが、でもそれは違うと思いますよ。やっぱり、個人の持ち物に対して、市の税金をあなたのところこういうふう、納税者であるあなたにこういうふうに使いましたよと、こういうふうにやりますよというようなそういう連絡をとっていたのか、とっていないのか。そして、報告をしたのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えします。

その辺の確認というか、所有者にお話をしたかどうかということにつきましては、改めて調べてご回答したいと思います。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私的に調べると、例えば「本－０００２１５」にすれば３件がありました。あと「浦－００００１９」でいえば４件があります。そしてあと「本－００００１０」にすれば５件があります。そして「本－０００１２９」ですれば２件ほどあります。そして「環－０００１７２」にすれば３件あります。この「１７２」に関していえば野々島以外が３件でした。そして「浦－００００３３」は３件ありました。

そして、平米数が多い人もいるので、先ほども何回も繰り返し言うんですが、その方たちに最初、そして当初聞いたときには書類関係が整わなかったというんですが、今回皆さんからこういった資料８として登記関係の写しなんか来て、その書類が整わなかったというのは何が整わなくて、前回、前々回のときに説明できなかったのか。ちょっとその辺がなぜなのかなと思うんですよ。12月11日にはこういった表にまとめて何件、何件とこう書かれて参考にはなっているんですが、それで具体的にどうだったのかなというのは、このときもこういった地図なんか書いてもらって、平米数などこう詳しく書いてもらってわかるんですが、今回出されたものには登記簿もつけてもらっているし、前回のときは整わなかったんだよというんだけど、何が整わなくてこういうやり方になったのかなというのがちょっとわかりませんので、ご説明をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えいたします。

ちょっと一件一件の説明はあれなんですけれども、一番大きなものは土地の所有が間違いなくそのご本人であって、その土地を解体していいですよという確認なんかをやっぱりとらなければなりません。そういった例えば未登記・未評価の物件の解体の届け出とか、同意書とか、そういったものがちょっと整わなかったりでありますとか、あと身分証も一部手に届かないものもあったりとか、そのような形で不備の書類があったと認識しておるところでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 解体の同意書と。でも、これには全部解体の同意書が5月27日が6月1日と書きかえられているものもあるけれども、全部この方々のは同意書があったわけですよ。ですから、あとこういった解体しての指示数量とマッチしているものもあるんですが、10番にすれば精算数量だけが179.69平米なんていうものもぼんと出てきたりしていますので、どういうことなのかなというのが理解に苦しみますので、それで金額は変わらない。指示数量が例え

ば443.6平米ですよと指示しておきながら、精算したときには721.5平米。しかしながら、先ほど午前中に質問したのには、「本-000010」でいえば、データをとって予算をやって指示したのが最初から843万6,750円とこう決まっているわけですよ。だけれども、指示した数量よりも精算したものが大きくなっているというのは、この辺で金額がふえても数量がふえたんだからその分安くなったのではないのというかもわからないんですが、その辺のデータの出し方、だからどうしてこういうやり方になったのか、やっぱりデータをつくった方に来てもらって説明してもらわないとわからないかなと思いますので、よろしくお願いたいと思います。

あと、つけ加えますが、この方々に合体してこういう表をつくりましたよくらい言っていたと思うんですが、そういったやっぱり思いやりの行政をしていただきたいなと思いますよ。後で自分のうちがどのくらい解体になったのかなんてデータを見て、さっきも言ったんだけど、自分のうちが68.25平米しかなかったのに、それが721.5平米もあったなんていったら、その方は腰を抜かすんじゃないですか。そういうことを行政はしないと思いますし、そういった意味で市民のために慎重に、そして思いやりのある、そして説明責任をちゃんと果たせるように、それが日本で一番住みたいまち塩竈になるのではないかなと思っているんですが、そういった意味できょうは終わりたいと思います。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。志子田委員。

○志子田委員 私は一点だけちょっと確認のために質問させていただきます。

資料は25年5月1日開催の全員協議会資料の別冊3というやつ17ページ、この別冊3というのは、1ページから47ページまで、これまでの流れがずっと順番にいろいろ議会に出された資料が全部この1冊で大体集約的になっているので、全体の流れが一番わかるかなと思う資料です。

その17ページで確認なんですけれども、災害廃棄物処理事業について、そのときの9月7日の資料です。それで、その表の17ページのところには、平成24年7月末現在で中倉処分場の、中倉のほうのところを聞きたいんですけれども、中心に、中倉のほうは合計で災害廃棄物の全量数が7万500トンぐらいだと。そして、その時点で搬出されたのは800トン、ほとんどそのときは中倉処分場には24年7月、1年ちょっとたつてまだほとんどあそこに山積みになっていた状態だというときのこれは表かなと思うんですけれども。それで、その中の金属スクラップを見ると、搬入が3,700トンなんだけれども、搬出が400トンしかなかったんですよ。

ね。それで、これは最終的に、前にも聞いたかもしれませんが、この金属スクラップ3,700トンのうちその時点では400トンしか出ていなかったけれども、最後にこれは全部3,700トン金属スクラップというのは中倉処分場からなくなって市に代金として入金になったのかどうか。そこをちょっと1点目、確認したいと思いますけれどもお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えいたします。

まず、ここの表にあります17ページの3,700トンにつきましては、これもこの時点でもいろいろな推計値、あるいは県の空撮値に基づいて出た数字でございますので、今現時点では中倉にこのような形でスクラップがあるという認識ではございません。県で中倉の処理などを行っている中で、あるいは今回の25年度の未処理瓦れきを多少行っておりますけれども、そういった中で多少スクラップが出るという見込みで県では伺っておりますけれども、その精算の数字についてはまだいただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 もう3年近くたっているんだけど、まだ中倉に持っていった金属の合計数がまだ出ないというのはちょっと変な話だなと思います。

なぜこのところを聞いたかという、もう一つの資料、25年6月10日の資料なんですけれども、先ほど鎌田委員が質問したところの29ページに金属スクラップ等の処理状況一覧というのがあるから、これで全体がわかるからこれも使って聞きますけれども、こちらのほうの資料、6月10日開催特別委員会資料ということになって、その29ページです。これが全部金属スクラップの処理状況。大体これは全部出たという表ですからね。

それで、ここを見て改めて思ったんですけれども、越の浦というところが書いてあって、8月からやっとなんか金属スクラップ等が、3月に審査があつて8月からやっとなんか金属スクラップが処理されたんですかね、あそこに持って行ってね。そうすると、それまでの間の3月に出た金属、4月に出た金属、5月に出た分、6月に出た分、7月に出た分、これは全部中倉のほうとか、新浜のほう、結局は中倉のほうに行ったと思うんですけれども、その間のこの有価物の扱いというのは、一次仮置き場に置いたままの状態だったんでしょうか。

一つ考えられることは、もうこの7月までの間にそういう中倉処分場初め、ほかのところ初め、この有価物のうちのほとんどが自動的にもう統計上数字からなくなっていたのでないかなと私は思うから聞くんですけれども、その辺のところはもう数量の確認はしようがないか

らね、市としてはどうしようもないんでしょうけれども。この最初の何カ月間の間のこの金属のスクラップを、市ではごみも市の財産だということになっているので、管理責任はあると思うんですけども、その管理を委託して金属スクラップごと管理してもらったところにも管理責任はあると思うんですけども、もしその間に数量が減ってしまったと思ったほうが、最終的に市の処分量が計画よりも少なかったという整合性はつくとは私に思っていて、最初からそのように私は考えて質問しているんですけども。その間の、もう7月までの間に大分なくなってしまったと思えば割とわかるような、それ以来の表が全部ね、数字が合うのかなと、そう思ったので。

それまでの間どのように管理して、どのようにやったか。中倉に持っていった金属類は、ちゃんと出た有価物の分ちゃんと売却されて市に返金になったかどうか、そのことだけ一点まとめて、大ざっぱでいいですから、ちゃんと入りましたと、この前あったものは入りましたということだけ聞けば、私が考えているようなことはあり得なかったんだと市民も思ってくれますので、その辺のところご説明をお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず、3月11日の発災からそういった瓦れき等が出ておりますけれども、当初はどこも置き場所がないということで、新浜町公園にまず何から何までそういうふうに入れたというところがございます。その後、協議が整い次第、越の浦の漁港を県から借りて建物解体の仮置き場にするというようなこともありましたし、新浜町のほうが水産加工団地等、住民も多いところであるということで、あそこはやっぱり引き払わなければならないということで、その時点で順次新浜の一次仮置き場にある廃棄物については、越の浦のほう、あとは中倉のほうに一部搬入しているというような状況がまずございました。

それで、29ページの表で8月から処理しているというところがありますけれども、これは8月に協議会との協議に基づいて、有価物も越の浦にこれ以上もうスクラップを置けないということで、少しずつとにかく処理していただきますと始まったのがその時期でございますので、その間については、4、5、6、7はためていたといえますか、それぞれのヤードでそういったものを有価物を受け入れていたというような実態になっております。

また、中倉で若干スクラップを県で処理している部分について、あるというお答えをさせていただきましたが、これにつきましては、県に事務委託を塩竈市がしておりますけれども、その事務委託費の中から県が宮城東部JVに塩竈市の災害廃棄物を二次仮置き場委託してお

りますけれども、その委託費の中から県でその塩竈市分のスクラップの収益を差し引いた形で県から市に請求が来るというような形になっております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

それで、最初の震災になったときに、道路にいっぱい家庭用のごみ、電化製品とかいっぱい出ました。あれ全部、そうすると新浜町に行ったということで、その間、とにかく8月にならないと金属は売却していないわけですから、7月までの間、そういう家庭用の金属類とか、電化製品の金属類とか、そういうものはこの新浜の災害ごみの有価物として全部一次仮置き場に行っているから金属類はちゃんとあったと、私は今の課長さんの答弁ではそのように認識しましたので。

そのところなんですよ、そのときにもし、もう業者の方がそういうものは善意で片づけられたと、もう災害ごみで道路が通れないから早く片づけたほうがいいからと、善意で皆さんが処分したから道路もすぐ走れるようになりましたよということになったとすれば、この災害ごみとして出た27万トンの中から、そういう家庭用のごみは何万トンかその時点ですぐにもうなくなっているわけですから、その有価物としてもものがなくなったと。だから、私はそういうふうにかえって最初の1カ月、2カ月で家庭用の有価物ももうなくなったから、これしかやっぱり最終的に有価物はこのトン数しか出てこなかったんですよと思ったほうが整合性があるなと思って考えていたんですけども、課長の説明はそういうことは全部ありましたと、どこからも抜けていないという説明だったと思いますので、最終的に出た分しか、塩竈には有価物はないというご答弁ですから、ちょっと私の考えとは認識が違うということだけは理解しましたがけれども、それ以上のことを言ってもしょうがないので、以上で私は質問を終わらせていただきたいと思います。

そのことについて何かご意見がもしおありでしたら、お聞かせください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 はい、わかりました。あと、県からもスクラップのそういった量、あと精算で明らかになりますので、そういったものも反映してあとご報告したいと思います。以上です。

○志賀委員長 ほかに発言はございませんか。

それではこれで発言を終了いたします。

次に、各委員より発言がありましたが、次回の委員会で参考人を招致することについて、委員の皆様のご発言がありましたらお願いいたします。浅野委員。

○浅野委員 そのことにつきまして、けさこの特別委員会が始まる前に、委員長からあらかじめ参考人招致をもう一度開きたいんだけどもどうだろうということで個人的にお話がありましたときに、私の個人の意見であります、昨年の第1回目の特別委員会から、たしか5月だったでしょうか、それから数えてきょうで10回目の特別委員会になる。その間も各定例会におきまして、委員長からの中間報告というのも再三お聞きしております。それで、この間、1回ごとのこの特別委員会を開く前に、事前に今、議会運営委員会でもって次の特別委員会においてということで打ち合わせ等は一切ございません。そして、この特別委員会を開かれた中で、各委員の方から資料請求、または参考人招致というお話があつて、この場でそれを決議して次に進むというやり方が、果たしてこのままこの特別委員会の趣旨にのっとって進めていっていいのかというのは、甚だ私は疑問に感じております。ですので、委員長にはこの場で参考人招致を諮られるのではなくて、議長を中心とした全員協議会を別室で開いていただきまして、そこで参考人招致をどのようにしてやるのか、またはやらないのか、また今後のこの特別委員会の進め方はどうあるべきなのかということ、各委員の方々と意見を交換していただきたいと思っております。

また、前回、参考人招致を2回目にされたときに、たしか参考人招致の方からどのような質問を私たちにいただくんでしょうかと。一度参考人招致をさせて、そのときは全員参加されました。その趣旨をご説明くださいということに対して、委員長からこのような質問をいたしますと明確な答えがあつたのか、その辺も疑問であります。前回の参考人招致として来られた方々が、大変貴重な時間をこの特別委員会の中で時間的に拘束される中で、全然質問もされずにそのまま帰られた参考人の方もいらっしゃいます。その方をお呼びしている状況であれば、やはりそれについてのどのような質問をするのかということ、事前に通告するのが、これは参考人に対しての礼儀ではないかと思っておりますので、ぜひ委員長については、この参考人招致を含め、これからのこの特別委員会のあり方についてぜひ議長に提言していただきまして、議長を中心とした全員協議会を開いていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 今のご意見があるんですが、皆さんで決めて皆さんでつくった特別委員会でござい

ます。私はそう認識しております。それで、この特別委員会で皆さんが平等に質問の時間をいただいていますので、質問の中でいろいろ疑義やら、市民にとって説明責任を果たすべき質問をしていただいているものと私は思っております。その中で、もっと市民にわかりやすく、そして当局と我々が、ああ、そうだったのかと理解する上で、参考人というのをこの場で決めても、私は一向に何ら問題ないと思っています。塩竈市は長い間、委員会中心の議会でありますので、委員会尊重をしていただければ幸いに存じます。以上でございます。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 参考人の件ですよ。

○志賀委員長 はい、そうですね。

○伊勢委員 それで、質疑の中でも出しておきましたけれども、元連絡協議会の和田会長……、そこまで行ってないか。

○志賀委員長 その点ではなくて、まだ参考人の……。

○伊勢委員 どう進めるということですか。では、わかりました。

きょうの特別委員会で参考人招致について決めていただくと。先ほど、菊地 進委員からも意見がございましたが、そういった形で進めていただければと思います。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。浅野委員。

○浅野委員 私、今、全員協議会でぜひ委員長にということをお願いいたしましたので、一旦これは今回を閉じられまして、ぜひその中で協議をしていただいて、その上でもって次の参考人招致を開くかどうか、お呼びするかどうかを決めていただきたいと思いますので、ぜひこの場で拙速にお名前を出して決めてしまうと、またこれまでの流れと同じようになってしまいます。私が言ったのは、参考人招致だけではなくて、これからのこの特別委員会のあり方も一度皆さんで検討してはどうかということも提案しておりますので、ぜひそのような取り計らいをお願いしたいと思います。以上です。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 あり方という点で論点を言うならば、ご質問されていない方が質問をすると、それがこの特別委員会のやっぱり一番中心なのではないでしょうか。やはり、私たちは疑問に思っている行政の委託契約の予算執行上の問題点について明らかにしているわけですから、だからそこはやはりそういう立場に立っていただければ、この特別委員会の役割は、使命は十分果たしていると思います。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 先ほど、浅野委員から言われましたけれども、今まで来て一言も聞かれなかった人はいません。それから、聞かれなかったといえば、招致して来なかった人もいるわけですね。ですから、来る来ないは自由といたしますか、そういうことにもなっているし、それは余り考え過ぎかなと思います。

それから、こんなことに対して、先ほどもちょっと出ましたけれども、参考人に一言も質問をしない人たちが、きょうもほとんどしていませんよね。そんな中でそんなことを言い出すということ自体が、私はちょっとおかしいのではないかと。やはり、これは全員で協議会といたしましたよね、全員協議会、これは全員で構成されている委員会ですから、ですからここで、市民の前で堂々と質疑したら、討論したらいかがと私は思います。そんな意味で、ここで決めていくのが本来の形であって、わかりやすい流れであると思います。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 多分、私のことが言われたのかなと思っていましたので、ちょっとだけお話しさせていただきます。

いわゆる参考人を全員協議会で決めて、私はある業者の社長さんに嫌疑があったものですかから呼んでいただきました。これは、皆さんの前で公平な立場で聞きたいという話があったものだからお呼びしました。その社長は、供述の言葉の中で自分の身の潔白、そして警察からも呼ばれた云々等々、とうとう15分間にわたってお話をされました。私の嫌疑が晴れたので質問しなかったということでございますので、黙っていたわけではございません。そういうことがありますので、どういう形でその参考人を招致するのも私はいいと思いますよ。ただし、中身が何を聞きたいのか、何の嫌疑があって聞くのか、みんなで相談して、みんなの委員会なんだから、みんなで意見を合わせてやったらいいのではないですかと。私は浅野さんの言葉には賛成だと思います。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 委員会の単独公開の場で全て進めていくことが正しいかということの疑問があるんですよ。やはり、議会というものは、品位と見識を持って運営していくものだと思うんですよ。それには段取りというものがあるはずなんです。今回、全ての段取りをきちんとした形で委員に明らかにしてやってきているわけではないわけですよ。全てその場の委員長の発言で決断されて実行されてきているわけですよ。果たして、そのことでいつまでもいくのか

ということなんです。やはり、きちんとした段どりの中で委員会をしていくのがこの塩竈市議会ではないのかと思っておるんですよ。そこら辺をもう一度再考いただきたいと思えます。私も浅野委員の意見に同調します。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 ほかにございませぬか。高橋委員。

○高橋委員 嶺岸委員の意見についてだけ言いますけれども、浅野委員の意見とも同様かと思いますが、参考人を招致する理由については、それぞれの委員の質疑の中で、こういう理由でこういう方を呼びたいということを皆明確に明言しております。ですから、呼ぶ理由もなくというのは明らかに間違ったご意見だと思えます。理由をきちんと言った上で求めているわけですから、それが理由もなくというのはちょっと違う、誤りであるということ指摘しておきたいと思えます。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 今までの経過をずっと見ていてそういうことがあるので、参考人から何を聞きたいんですかという文章が委員長あてに来るとのこと自体が、私は間違っていると。今回も、ここで言ったからいいのではないかと、その中身の精査もしないで、それもきちっとやっていかなければ特別委員会の中で協議会を開いていただいて、しかも議長招集でこれは呼ぶわけですから、議長を中心にそれは会議を開いていただいて、今皆さんがご意見を言った中身をきちっと言って、こういうことを聞きますよということで、やっぱり参考人もそれだけの用意をしていただきたいということを私たちは丁寧をお願いしているわけですよ。だから、ここでどなたを呼びますよと、はい、採決しますというわけにはいかないでしょうということを私は言っているんです。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 考え方というよりも、私は先ほども申しましたとおり、参考人を呼ぶに当たって今回質問の中でいわゆるデータを出された方の内容、そして重大な、流出しているものにも、そういうものの平米数が上がってきている、そういうものについて確認をする、私は市民に対して確認をする義務があると思えますので、先ほど質問の中でデータをつくられた業者さんをお呼びしたいと明確に言っていますし、あと、特別委員会が全員をもって構成されている委員会ですので、委員会で決めればいいのかと先ほども申しましたが、それが今、塩竈市議会の本来のあるべき姿ではないかなと思っています。

先日も、会津若松の議員さんが来て、いろいろ議会改革やら、議会の進め方など、皆さんで

勉強してきたと思いますので、早速勉強を皆さんが手本にして、塩竈議会も開かれた議会になるようこの委員会でテレビ放映もありますので、ここで正々堂々と自分の主義主張、意見を言って、それで発言してやっていくのが特別委員会の趣旨だと思っています。それが市民から負託された特別委員会、先ほども申しましたが、今年の5月12日の議会報告会で七、八名の方から、新聞報道されてから、「あなたたち議会でどうするんですか」と、「ちゃんと調査して報告しなさいよ」と言われているので、私はこの特別委員会で決めて実施していくのが筋だと思っています。もし、全員協議会というのであれば、それは別な機会に議長招集のもと、幹事長会議等を開いてその進め方とか、議員間討議をしていけばなおさらいいのかなと思っています。今回は、この特別委員会で進めるべきと私は思っています。以上でございます。

○志賀委員長 今まで多くの方から、今までご発言がなかった方からもいろいろご発言いただきました。それで、まず参考人の方への質問というものです。参考人の方の答えというものは、法で定めているように、わからないことは答えなくていいわけですから、わかることだけ答えていただくと。前もって出すということは、それに対していろんなやっぱり作文をつくってきて答えられると。そうすると、果たしてそれで真実が浮き彫りにされるのかどうかと私は疑問に感じております。ですから、答えられないものは答えられなくていいし、わかることだけ答えていただくという形での参考人においていただく。それはそれで私は別に問題ないと思いますし、それで今回の参考人招致については、今まで2回続けて呼ばれている方に対しては、一応儀礼としてその方については大体の質問項目を、もう2回も来ていただいているので、やっぱりちゃんとしたそれなりのものを項目として挙げてご案内を差し上げようかなとも考えております。

それで、考え方としては、この1週間の間に各党派の方から参考人の希望する方の名前をいただいて、質問する内容をいただいて、そして正副委員長でまとめさせていただいて、それで参考人の方にご案内を差し上げるという形を考えております。そこで、そういうことでご了解をいただいて、この場で次回の委員会、参考人招致をした委員会を決めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 私、ちょっと病気をしていて2回ほど欠席したんですけれども、（「えっ」の声あり）2回ほど欠席して申しわけなかったんですけれども、この特別委員会が決まる日程上で、

議長がわからなくてこの特別委員会が決まってしまうような状況ではうまくないのではないかと  
という話もありました。だから、そういったような状況の中で、皆さんが一つになって、や  
っぱり疑義があるとなったら疑義をただしていく、あるいは資料を要求するとなったら資料  
要求をする、そういったものを確たるものにしていかなければ、また次から次へと資料要求  
で、本当に職員だけが手に持てないくらいの資料だけが出てきて、何をどういうふうな形に  
するのか全然先が読めないと、これでどうするんだと。

先ほど、菊地委員は、市民に開かれて、それは報告するよと、きちんとやるよと、それは当  
たり前ですよ。私たちだってそう思っていますよ。ところが、資料を読むだけで、これだけ  
で両手に持てないくらいの資料が出てきて、それを正座しながらその疑念が何なのかと、  
何が問題なのかという、今私はずっと聞いていましたよ。そうしたら、もう調査権に入る  
ような話までも次から次へと出てくると。むしろ、司法の手に委ねたほうが良いような話ま  
で出てきている。こういうような状況になっているから、せめて全員協議会を開いて中身を  
精査して、参考人を招致するのであれば、その中身を精査してきちっとやったほうが良いの  
ではないですかと。何もここで焦らないで、しっかりと足組みを固めて、そしてこういうふ  
うにして次の段階へ進みましょうという相談があってもいいのではないですか。私はそうい  
うふうに思います。

もう一点は、私は委員長の役職というのはまとめ役ですから、あくまでも。聞いていると、  
反問権みたいな話がぱっとこう出たりするわけですから、答えが、本来のね。だから、ま  
めていただきたいと。これはもう正副委員長にお願いしたいことなんですよ。やっぱりその  
ことをお願いして、ぜひ協議会を開いていただきながらやっていただきたいと。思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今の嶺岸委員の話でいうと、司法に任せたほうが良いと。我々は議会で何が真実か、  
何がどうなのかという調査だけです。我々は、司法にいわゆる告発をするしないは、当局側  
がその権利を持っていると私は思っているんですね。我々が百条委員会で調査して、どうし  
ても合わないというのであれば、それは我々議会としても百条委員会を通して告発、警察に、  
司法の手に委ねるという手もあるかもわからないんですが、今のこの委員会では、事実確認  
をしてやっているだけで、あとその今までの調査の中で、司法がやっぱりおかしいよと思  
って司法のお手伝いをいただきたいと行政側が思うのであれば、それは行政側がすべき問題  
であって、我々が司法の手をかりてどうのこうのというのは、まだそこまで私は行っていな

と思いますし、もしこういうふうに資料要求をしてどうのこうので大変だ、早く決めたほうがいい、司法のお手伝いをいただいたほうがいいというのであれば、それは何が問題なのか、行政側にそういう司法に委ねたらいいのではないですかというのは当局に質問していただいて、それで当局の判断をもって特別委員会というのはその流れを見ていくべきではないかなと思っています。もし、そういうお考えがあるんだったら、市長さん初め、ここにおられる理事者当局の方に、こういうやりとりをしていて、だから当局として、塩竈市として、司法の手に委ねたらいいのではないですかというのは、そういう質問をしていって、それについて塩竈市長さんがどう判断されるかはそれは別だと思うので、何をするのかというのは私はわかりませんが、司法に委ねたらというその内容をもしてお聞かせいただけるんだらしてもらいたいなと思います、当局に質問の形でね。

○志賀委員長 そのほかには。一応、先ほどもう発言を打ち切っていますので、これで進めていきたいと思います。

次回の本特別委員会の際、参考人招致を行うことについて賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀委員長 8名ですね。8名の方が座られておりますので、委員長が決めさせていただきます。やらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

よって、次回の特別委員会において参考人招致を行うことについては、参考人招致を行うことと決しました。

内容については、先ほどお話ししましたように、今週中に各党派の方々から希望参考人の名前を提出していただいて、それと同時に質問内容をご提出いただきたいと思います。

○佐藤委員 参考人招致を今決めたということで、私は一委員ですから、委員長が決めたことに対しては、そのとおりで結構だと思います。ただ、前回、参考人の方から、今までの手紙が入りましたね。委員長がちゃんとそれに対して十分答えないままに、また改めて参考人をお願いしますというのは、やっぱり社会常識からしていかなものかなということが一つと、あと、これまでの中間報告が4回とか、いつまでこれをやるのか、そこも含めて十分検討していただきたいと思います。委員長の考え方をお願いします。

○志賀委員長 お聞きしておきます。答えません。

先ほど名前が出た方については、参考人の方はあれでしょうけれども、あとは各党派の方で希望するところが出てくればまたあれなので、一応この場では今週中に出していただくとい

う形での……（「委員長」の声あり）はい。

○浅野委員 今、佐藤委員が質問したのは、前回の参考人招致の方々から委員長に質問が来たけれども、それに対して答えたのかという質問ですので、それに対して委員長が答えないということはないと思います。しっかりと答えていただきたいと思います。答えてください。

○志賀委員長 そういうシステムではないでしょう。委員同士の質問はできないということになっているんですから。（「委員長に質問しているんです」の声あり）委員長だって同じではないですか。それは、どこまでもこの場で答えるのではなくて、別の時点で答えればいいわけでしょう。

一応、参考人の方には若干文言を追加して質問をしております。ただ基本的には、先ほど言いましたように、答えられるものは答えていただいて、答えられないものは答えなくて結構なので、まず来ていただきたいというところがございます。

はい、どうぞ。菊地委員。

○菊地委員 後でというよりも、今この場で、私は先ほど質問の中で言っていましたとおり、いわゆる危険物解体の浦戸にかかわったデータを出した業者とすると、まず復旧連絡協議会の会長さん、あと野々島を請け負った東華建設さんですか、あともう一つは寒風沢、朴島を請け負った東北重機さんと呼んでいただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 はい、どうぞ。伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど鎌田委員からも千葉鳶の社長さんというお話も出ましたので、それが一つです。それから、島民給与、そのほか災害復旧連絡協議会の決算書の監査をした阿部会計事務所の方、あと先ほど鎌田委員がおっしゃったりリサイクル協会の会長さんというお話が出ましたので、あわせてこの問題について絶えず問題視している、例えば港都設備さんとか、中沢組さんとか、八島さんとか、両者と呼んで、そこで違い、あるは疑義をただすというのが一番よろしいのかなと思いますので、その辺の取り扱いをしていただければと思います。

○志賀委員長 ただいま、和田元連絡協議会会長、それから津田副会長、それから東北重機さん、この方々は浦戸の解体家屋の件でもう一度確認したいことがあると。それから、千葉鳶さん、それから阿部会計さん、それからリサイクル会の代表坂本さん、あと港都設備の大竹さん、それから八島工務店の会長、それから中澤さんという名前が出ました。

それで、もう一度この方々の理由を、もう一回済みません、再確認させていただきたいと思っております。和田さんと、津田さん、それから東北重機さんについては、繰り返しになりますが、

浦戸の解体家屋の問題で再確認したいと。それから、千葉鳶さん、阿部会計さんについては、会計処理の面でもう一度確認したいと、特に島民給与ですね。あと、リサイクル会の代表坂本さんについては、有価物の数量の確認と、それから金額の確認と。あと、港都設備さん、八嶋さん、中澤さんについては、それぞれ参考となる質問をその場でさせていただくと、確認の意味で、業界の通例の、そういうこととお呼びするというこの理由でございます。

ほかに、ご発言ございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 先ほどの参考人の件ですけれども、リサイクル会さんについては、お金の動きについては会長さんはよくわからないという話をされておりましたので、実際そのお金の動きに携わった阿部事務局長を参考人をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 はい。それでは、リサイクル会のほうでは代表の坂本さんと事務局長の阿部さんということで。

ほかにご発言はございませんか。

ただいまご発言がありましたが、次回招致を行う参考人については、元連絡協議会の和田会長、津田副会長、それから協議会の会員であります東北重機工事さん、それから千葉鳶さん、それから阿部会計事務所さん、それからリサイクル会の代表の坂本さん、それから阿部事務局長、それから港都設備の大竹さん、八島工務店の八嶋会長、中沢組の中澤社長、以上の方であります。

他にご発言がなければ、次回の本特別委員会に招致する参考人についてお諮りいたします。

以上の方々を参考人招致することについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 賛成半数です。また、委員長の私で決めたいと思います。これで呼びたいと思います。よろしくお願ひいたします。

よって、招致する参考人については、元連絡協議会和田会長、津田副会長、会員である東北重機工事さん、それから千葉鳶さん、阿部会計事務所さん、リサイクル会代表の坂本さん、阿部事務局長さん、それから港都設備の大竹さん、八島工務店の八嶋会長、それから中沢組の中澤社長とすることに決しました。

なお、参考人に対する質問事項の詳細については後ほど各会派から提出していただくこととし、その内容の精査については正副委員長にご一任願ひたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

資料要求について発言はございませんか。はい、どうぞ。

○伊勢委員 資料請求なんですけど、一つは浦戸の仮置き場の関係で日報があるということなので、作業日報というんですか、そういうものについて提出していただきたいというのが一点です。

それから、島民給与の関係でいいますと、労災、あるいは雇用保険の領収書があるのかどうか。これは確認してみないと何とも分からないんですが、まずあれば、しっかり出していただきたいと。並びに賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、労働者名簿になりますと、伏せることになるでしょうから、その辺は配慮しても構いません。

それから、一貫して出ていないのが、災害復旧連絡協議会の議事録が出ておりません。簡略したものは出ましたが、本体の議事録は必ずあるはずでございますので、その辺について出していきたいと思えます。

それから、先ほど若干の議論にはなりましたが、環境省の23年5月2日通達、あるいは市の庁訓41というんでしょうか、平成24年4月16日の危険建物解体のそういった国・市関係の資料等々についてお願いできれば、参考までに資料提出をお願いしたいと思えます。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 リサイクル会さんへ青南商事さんのそれぞれのグレード別の価格の入った仕切り書の提出を可能であればお願いしたいと。

○志賀委員長 ほかにはございませんか。

付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について、資料の追加要求がありましたらご発言願います。

ただいま要求のありました資料について、当局で内容確認の上お願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 ただいま、伊勢委員より5項目にわたる要求がございました。

この内容等につきましては、市で保管している資料等でございますので、旧協議会、あるいは現在清算の責任者に問い合わせをさせていただきたいと思えます。

なお、資料要求中、前回要求した総会ですか、の資料、議事録の要求がございましたが、前回協議会に照会したところ、前回出した項目しかございませんということでございましたの

で、それより内容のある部分については我々協議会からいただいておりますので、まずは  
お答え申し上げたいと思います。

また、鎌田委員から1点、リサイクル会の方で処分したグレード別の買い取り価格というこ  
とでございます。これも、市で押さえている資料ではございませんので、改めて関係機関に  
照会いたしまして、出していただけるものでしたら報告いただくというような形にさせてい  
ただきたいと思います。

なお、これらの資料につきましては、まず調整できるものについては調整いたしまして、委  
員長に状況等について報告をしながら、提出の日につきましてはご指導いただきたいと  
思っております。以上であります。

○志賀委員長 ほかに発言ございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 私がなぜ議事録を求めたかといいますと、資料ナンバー4の412ページのところで、  
千葉篤さんが報告会の中でこういうふうに答えているんですね。412ページを開いていただ  
くと、「千葉篤、8回開きました。議事録あります。了解していただいた。」、これは総会  
中での千葉篤さんの答えですので、先ほど副市長がおっしゃった、それはないと、項目のみ  
というのはちょっと違うのではないかと思いますので、その辺はもう一回再度提出のお話を  
していただきたい。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 伊勢委員がおっしゃっているその議事録につきましては、それぞれ関係者、ある  
いは構成員を集めた最終の総会、いわゆる清算報告については議事録がございますというよ  
うなことだと思います。ただ、これまで都合9回くらい執行部会みたいな、総会ですか、を  
やられたという部分についての内容につきましてはそういった記載はないと。項目別のいつ  
いつやった、何々についてやったということだけで、議事録については用意していないとい  
うような回答をいただいております。以上であります。

○志賀委員長 伊勢委員、それでよろしいですか。

○伊勢委員 はい。

○志賀委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま当局から回答のありました内容で  
要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

以上にて本委員会は終了いたします。ご苦勞さまでした。

午後 3時09分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志 賀 勝 利